

# 障 害 福 祉 の 概 要

令 和 2年 度  
(令和元年度概要)

秋田県健康福祉部障害福祉課

## 目 次

### 第1 障害福祉業務の機構

1 組織	1
2 障害福祉課の設置	2
(1) 職員構成	2
(2) 職員配置	2
(3) 事務分掌	3
(4) 令和2年度主要事業	4
(5) 予算	17
3 県内の障害者（身体・知的・精神）の状況について	18
4 障害福祉サービス提供基盤	19
(1) 障害者関係	19
(2) 障害児関係	20
5 障害者の施策概要	21
(1) 障害者総合支援法（地域生活支援事業関係）	21
(2) 障害者総合支援法（自立支援医療費）	25
(3) 補装具費の実施状況	25
(4) その他	26

### 第2 身体障害者の状況

1 身体障害者の現況	27
2 在宅対策の状況	28
3 身体障害者相談員の配置	29

### 第3 心身障害児の状況

1 心身障害児の現況	30
2 早期療育対策	31
3 在宅療育対策	32
(1) 児童相談所における心身障害相談別受付件数	32
(2) 自立支援医療（育成医療）給付及び市町村補助状況	32
(3) 補装具の給付状況（児童分）	32
(4) 中・軽度難聴児補聴器購入費助成事業	32
4 施設対策	33
(1) 障害児施設	33
(2) 障害児施設の入所状況（県内）	33
(3) 障害児施設の入所状況（県外）	34

### 第4 知的障害者の状況

1 知的障害者の現況	35
2 施設入所者の状況	35
3 知的障害者相談員の配置	35

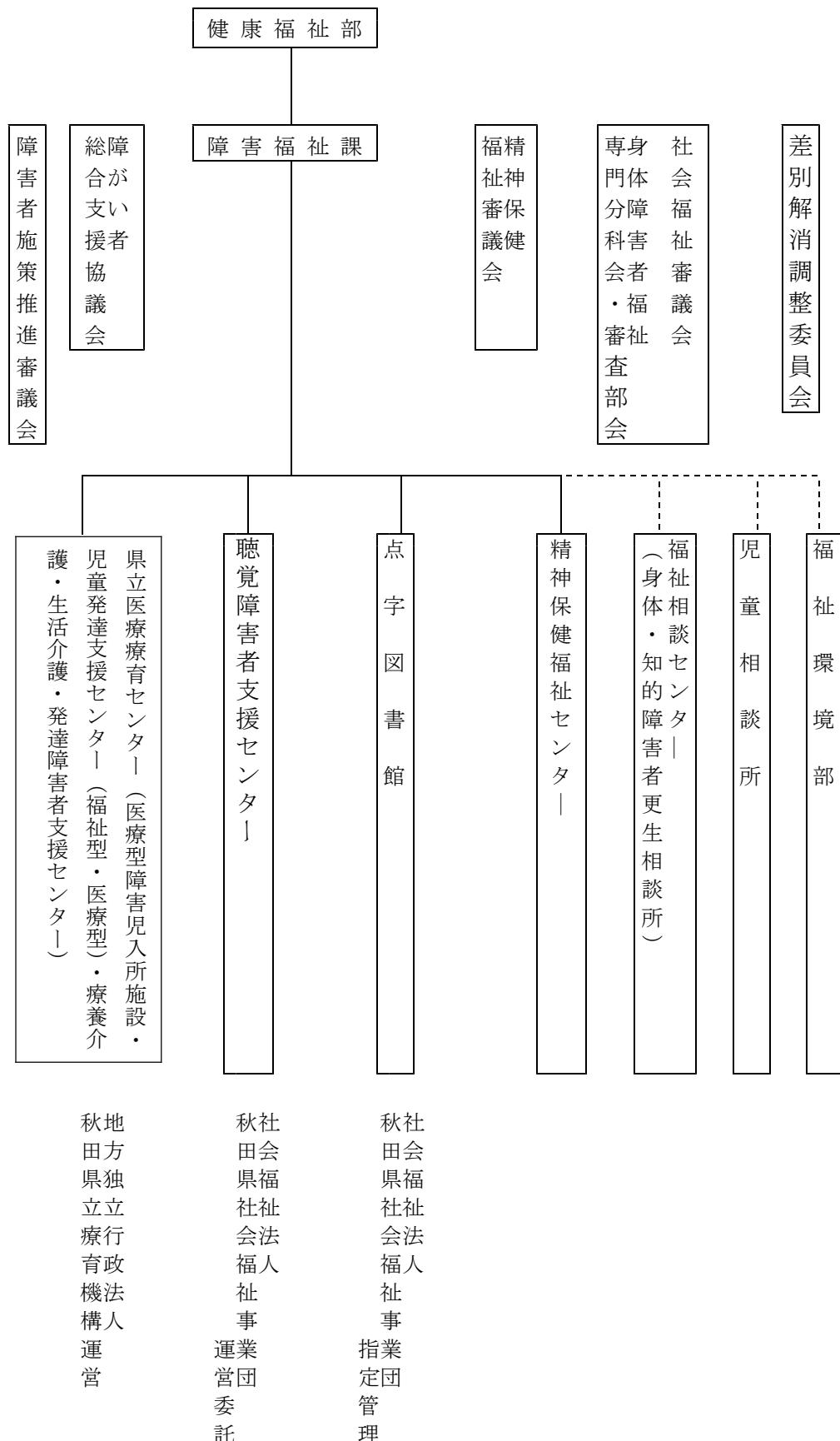
<b>第5 精神障害者の保健福祉</b>	
1 精神障害者の状況	36
(1) 精神障害者等の現況	36
(2) 精神障害者数の推移	37
(3) 在宅精神障害者の状況	37
(4) 入院患者数の推移	38
2 精神科医療対策	39
(1) 精神科病院の概要	39
(2) 精神障害者の保護申請、通報等の状況	40
(3) 精神医療審査会	41
(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	42
(5) 措置入院医療費、自立支援医療費（精神通院医療）の状況	42
3 地域精神保健福祉対策	43
(1) 保健所における精神保健相談状況	43
(2) 保健所における精神保健訪問指導状況	44
(3) 精神保健健康教育実施状況	45
(4) 精神障害者社会適応訓練事業実施状況	45
4 その他	46
(1) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援	46
(2) ひきこもり支援の状況（相談、社会とのつながり支援（職親）事業）	47
(3) 精神科救急	49
(4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）	50
(5) 依存症対策	51
<b>第6 関係機関</b>	
1 福祉相談センター	52
2 精神保健福祉センター	53
3 点字図書館	56
4 心身障害者総合福祉センター	57
5 発達障害者支援センター（ふきのとう秋田）	57
6 秋田県聴覚障害者支援センター	57
7 福祉事務所・地域振興局福祉環境部（福祉事務所・保健所）	58
8 各種関係団体	59
9 審議会等	60
<b>第7 雇用促進のための諸制度</b>	
1 雇用促進・職業安定制度	62
(1) 就職援護措置	62
(2) 事業主に対する措置	63
2 秋田障害者職業センター	71
<b>第8 他の障害福祉施策</b>	
1 障害者虐待に係る相談・通報件数	73
(1) 市町村報告分	73
(2) 県受理分	74
(3) 労働局受理分（県へ情報提供）	74

2 障害者差別に係る相談	75
(1) 障害者差別に係る相談件数について	75
(2) 障害者差別に係る相談事例について（令和元年度）	75
3 ヘルプマーク・ヘルプカード	75
(1) ヘルプカード・ヘルプカードの配布について	75
(2) 普及啓発について	76
4 障害者スポーツ	76
(1) 障害者スポーツの推進体制について	76
(2) 障害者スポーツ事業について	77

# 第1 障害福祉業務の機構

(令和2年4月1日現在)

## 1 組織



## 2 障害福祉課の設置

昭和 56 年 4 月 福祉保健部障害福祉課設置

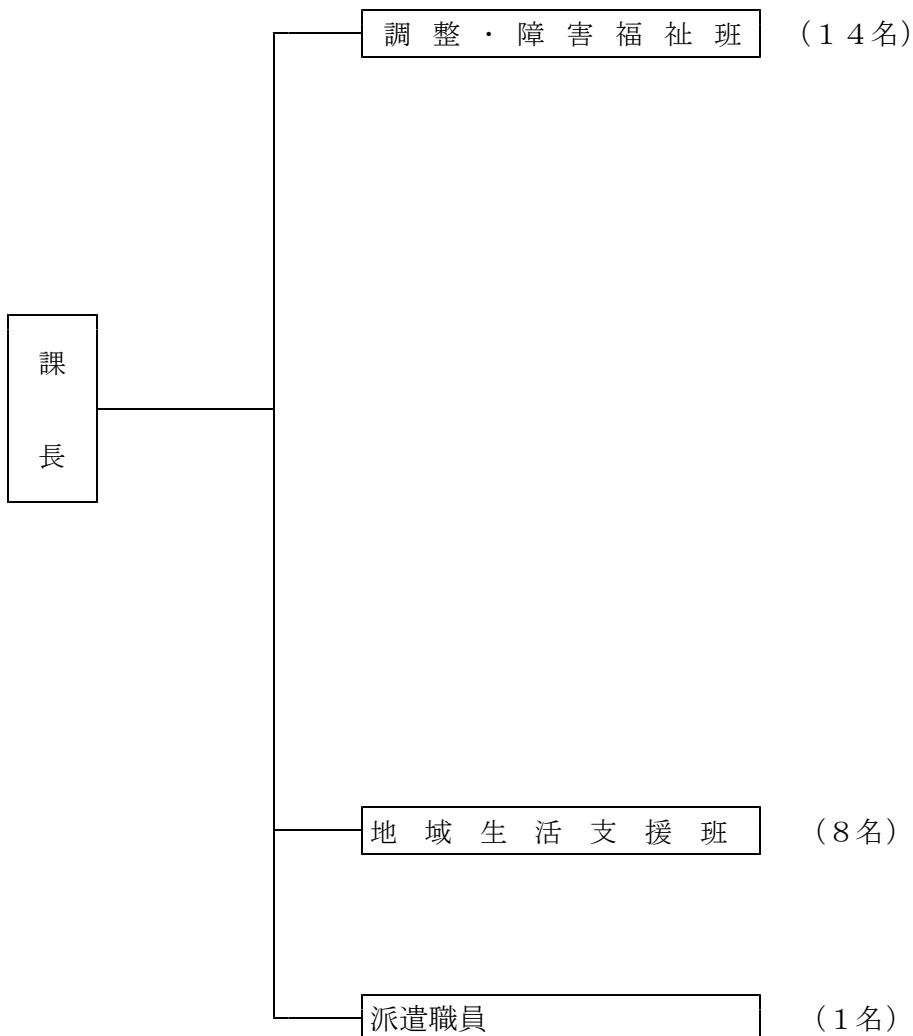
### (1) 職員構成

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

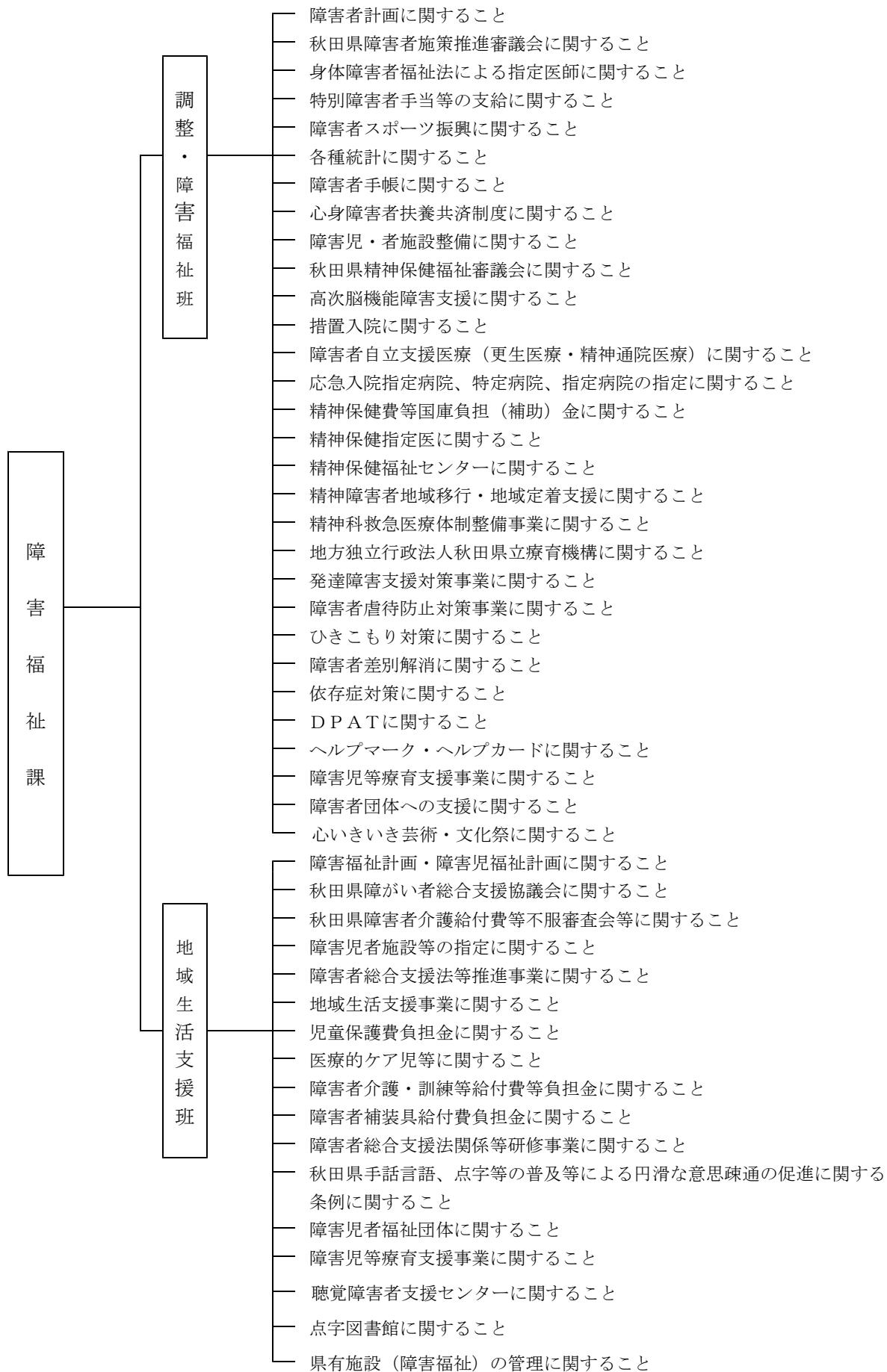
職種	課長	主幹兼 班長	副主幹 兼班長	副主幹	主 査	主 任	主 事	計	会計年度 任用職員	合計
人員	1	2	0	4 (1)	2	3	5	17 (1)	6	23 (1)

※ ( ) は地方独立行政法人秋田県立療育機構への派遣職員 (内数)

### (2) 職員配置



### (3) 事務分掌



(4) 令和2年度主要事業

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名
1	障害者県地域生活支援事業	105,197	<p>障害者等が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専門的・広域的な事業を行う。</p> <p>1. 実施主体 県      2. 補助率 国1/2以内      3. 各種事業内容</p> <p>(1) 障害者就業・生活支援センター事業 29,040千円      就業や就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害のある人に対して、雇用、保健、福祉、教育関係機関との連携を図り指導、助言等の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施主体 県</li> <li>② 委託先          (福) 慈泉会、(福) いづみ会、          (福) 大館圏域ふくし会、(福) 秋田虹の会、          (福) 秋田県社会福祉事業団、          (福) 雄勝なごみ会、(福) 県北報公会</li> <li>③ 事業内容 生活支援担当職員1名を配置  <b>※ 障害者就業・生活支援センター事業は、県が行う生活支援等事業と、国が別途行う雇用安定等事業を一体的に実施する。</b></li> </ul> <p>(2) 相談支援従事者研修事業 5,054千円      地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術や困難事例に対する支援の方法等の研修を行い、相談支援に従事する者を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 実施主体 県</li> <li>② 研修内容 相談支援従事者研修（初任者研修、現任者研修、専門研修及び主任研修）</li> </ul> <p>(3) 障害者社会参加促進事業（身体） 60,636千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 手話通訳員の設置</li> <li>② 障害者社会参加推進センターの運営</li> <li>③ 身体障害者補助犬育成給付</li> <li>④ 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣及び点訳・音訳奉仕員の養成</li> <li>⑤ スポーツ・レクリエーション教室の開催</li> <li>⑥ 重度障害者にかかる市町村特別支援事業</li> <li>⑦ 日常生活支援事業</li> <li>⑧ 社会参加支援事業</li> </ul> <p>(4) 障害者社会参加促進事業（精神） 503千円      精神障害者地域生活支援広域調整会議等事業</p> <p>(5) 高次脳機能障害支援普及事業 2,243千円      高次脳機能障害者及びその家族に対する適切な支援を行うため、支援コーディネーターを配置した高次脳機能障害者等の支援及び医療の拠点となる機関を設置し、支援体制の確立を図る。</p>	地域生活支援班

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名
			<p>(6) 障害者総合支援法研修等事業 2,734千円            障害者総合支援法に基づくサービスを円滑に実施するため、認定調査員、審査会委員、サービス管理責任者、強度行動障害に係る研修等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 認定調査員研修</li> <li>② 審査会委員研修</li> <li>③ サービス管理責任者研修</li> <li>④ 強度行動障害支援者養成研修</li> </ul> <p>(7) 障害者総合支援法協議会等開催事業 306千円            ① 県障がい者総合支援協議会            県域全体の市町村における相談支援体制の構築や困難なケースへの専門的な助言を行う。            ② 不服審査会            市町村が決定する介護給付等に対して、利用者等が行う不服申し立てを審査する審査会を開催する。</p> <p>(8) 広域的な支援事業 277千円            市町村や地域協議会等に対する支援や人材育成等を支援する。</p> <p>(9) 障害者虐待防止対策支援事業 1,110千円            障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の整備を図る。</p> <p>(10) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業 1,377千円            医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材の養成、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療的ケア児等支援者養成研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義12時間（2日間） 定員50人</li> </ul> </li> <li>② 医療的ケア児等コーディネーター養成研修               <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義14時間、演習14時間（4日間）定員30人</li> </ul> </li> <li>③ 協議会運営               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健、医療、福祉、教育、保育の各分野の関係機関及び当事者団体から構成される協議の場を運営。</li> </ul> </li> </ul> <p>(11) 発達障害児者及び家族等支援事業 1,617千円            発達障害児者の子育てへの相談・助言や、家族等支援者が発達障害児者の特性に応じた支援ができるようペアレントプログラム研修を実施し、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。</p> <p>(12) 障害分野のロボット等導入支援事業 300千円            働きやすい職場環境の整備を推進するため、障害者支援施設事業者が介護ロボット等を導入する際の経費を支援する。</p>	

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
2	市町村地域生活支援事業	170,916	<p>障害者が地域で安心して暮らして社会参加できるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性等を踏まえ計画的に実施する事業に対して助成する。</p> <p>1. 実施主体 市町村      2. 補助先 全市町村      3. 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4      4. 事業内容        (1) 理解促進研修・啓発事業        (2) 自発的活動支援事業        (3) 相談支援事業        (4) 成年後見制度利用支援、法人後見支援事業        (5) 意思疎通支援事業        (6) 日常生活用具給付等事業        (7) 手話奉仕員養成研修事業        (8) 移動支援事業        (9) 地域活動支援センター機能強化事業        (10) 日常生活支援        (11) 社会参加支援        (12) 地域生活支援促進事業        (13) 特別支援事業        (14) 特別促進事業     </p>	地域生活支援班
3	精神保健福祉センター費	11,620	<p>県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を図り、調査研究を行う。また、相談及び指導のうち複雑または困難なものを行う。</p> <p>(1) 教育研修事業      (2) 技術指導及び技術援助事業      (3) 精神保健相談事業      (4) 特定相談指導事業      (5) 精神医療審査会      (6) 通院医療及び手帳判定委員会      (7) その他（心の健康づくり相談事業・協力組織への援助・広報普及事業・調査研究事業）   </p>	調整・障害福祉班
4	障害者自立支援医療事業	1,732,795	<p>障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の支給。身体障害にかかる更生医療に要する費用について市町村へ補助を行う。また、精神障害にかかる通院医療に要する費用について支給する。</p> <p>1. 更生医療 204,307千円      (1) 実施主体 市町村      (2) 事業内容 医療に要する費用      (3) 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4</p> <p>2. 精神通院医療 1,528,488千円      (1) 実施主体 県      (2) 事業内容 医療に要する費用      (3) 負担区分 国1/2 県1/2   </p>	調整・障害福祉班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
5	措置入院医療費	25,245	<p>精神保健福祉法に基づき知事が入院措置した患者の入院医療費と移送費について負担する。</p> <p>1. 実施主体 県      2. 事業内容      (1) 措置入院医療費等 24,563千円      (2) 精神保健指定医研修会 229千円      (3) 精神障害者の退院後支援 453千円      3. 負担区分 国3/4 県1/4</p>	調整・障害福祉班
6	精神科救急医療体制整備事業	85,077	<p>休日又は夜間に、緊急に精神科医療を必要とする精神に障害のある人などのために、適切な医療を確保できるよう、全県に5つの精神科救急医療圏を設定し、各医療圏ごとに精神科救急医療体制を整備する。</p> <p>1. 実施主体 県      2. 事業内容      (1) 連絡調整委員会運営事業 745千円      (2) 精神科救急医療体制運営委託事業 75,402千円      (3) 精神科救急医療体制移送事業 82千円      (4) 精神科救急情報センター事業 8,848千円      3. 負担区分 国1/2 県1/2</p>	調整・障害福祉班
7	障害児等療育支援事業	45,348	<p>在宅の障害児（者）の地域における生活を支えるため、療育支援体制を持つ施設の機能を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。</p> <p>1. 障害児等療育支援事業 14,869千円      (1) 実施主体 県      (2) 委託先 社会福祉法人等      (3) 実施施設 ちくたく（鹿角市）、大野岱吉野学園（北秋田市）、大日寮（三種町）、由利本荘地域生活支援センター（由利本荘市）、放課後等デイサービスかのん（大仙市）、阿桜園（横手市）、やまばと園（湯沢市）      (4) 対象者 在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児等      (5) 事業内容      ①訪問療育指導      ②外来による療育相談、指導      ③障害児通園事業実施施設等の職員に対する技術指導      2. 地域療育医療拠点施設運営費補助事業 30,479千円</p>	調整・障害福祉班

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名						
			<p>(1) 診察・訓練部門</p> <p>①補助団体 厚生連(平鹿総合病院) 北秋田市(北秋田市民病院)</p> <p>②補助事業 地域療育医療拠点施設(診察・訓練部門)の運営</p> <p>③補助金額 21,960千円(県10/10)</p> <p>(2) 歯科診療部門</p> <p>①補助団体 大館市(大館市立総合病院) 厚生連(雄勝中央病院)</p> <p>②補助事業 地域療育医療拠点施設(歯科診療部門)の運営</p> <p>③補助金額 8,519千円(県10/10)</p>							
8	地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業	1,493,798	<p>地方独立行政法人秋田県立療育機構の経営を支援するため、その適正な運営に要する経費等を交付し、役職員に係る共済費負担金を設立団体として負担する。</p> <p>(発達障害のある子供の適切な相談・支援を行う「発達障害者支援センター運営事業」の事業費含む。)</p> <p>1. 実施主体 県 2. 対象 秋田県立療育機構 3. 内容</p> <table> <tr> <td>(1) 運営費交付金</td> <td>656,327千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 運営費交付金 (一時経費)</td> <td>601,517千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 共済費負担金</td> <td>235,954千円</td> </tr> </table>	(1) 運営費交付金	656,327千円	(2) 運営費交付金 (一時経費)	601,517千円	(3) 共済費負担金	235,954千円	調整・障害福祉班
(1) 運営費交付金	656,327千円									
(2) 運営費交付金 (一時経費)	601,517千円									
(3) 共済費負担金	235,954千円									
9	心身障害者扶養共済事業	155,613	<p>障害のある人を扶養している保護者が自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が万一死亡し、又は重度障害になったときに、障害のある方に終身一定額の年金を支給する。</p> <p>1. 実施主体 県 2. 掛 金 月額5,600円～23,300円 ※加入時の年齢による 3. 年 金 額 月額20,000円(一口) 4. 支給要件 保護者の死亡又は重度障害 5. 加 入 者 227人(令和2年4月1日現在) 6. 年金受給者 358人( 同上 )</p>	調整・障害福祉班						
10	特別障害者手当等給付費	81,862	<p>精神又は身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を有する状態にある重度障害者の方に手当てを支給し、負担の軽減を図る。</p> <p>1. 支給要件及び支給月額</p> <p>(1) 特別障害者手当 (月額 27,350円) 精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の者に給付する。</p> <p>(2) 障害児福祉手当 (月額 14,880円)</p>	調整・障害福祉班						

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名
			<p>精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時の介護を要する20歳未満の者に給付する。</p> <p>(3) 経過的福祉手当 (月額 14,880円)</p> <p>昭和61年3月以前に福祉手当が支給されていた者であって、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者に給付する。</p> <p>2. 受給者 (令和元年度延べ人数)</p> <p>(1) 特別障害者手当 2,524人</p> <p>(2) 障害児福祉手当 448人</p> <p>(3) 経過的福祉手当 37人</p>	
11	児童保護費負担金	995,916	<p>児童福祉法に基づき、障害児入所支援及び障害児通所支援に必要な費用を負担する。</p> <p>1. 児童保護費負担金 985,853千円 入所支援及び通所支援のサービス提供に必要な費用を負担する。</p> <p>(1) 障害児入所給付費等 904,395千円 ・県実施分 (入所措置費、入所給付費等) 負担割合 国1/2、県1/2 ・市町村実施分 (相談支援給付費、通所給付費等) 負担割合 国1/2、県・市町村1/4</p> <p>(2) 障害児入所医療費等 79,789千円 ・県実施分 (入所児童分) 負担割合 国1/2、県1/2 ・市町村実施分 (通所児童分) 負担割合 国1/2、県・市町村1/4</p> <p>(3) 県単嵩上げ分 1,320千円 ・東京都 秋津療育園入所者2名分 負担割合 県10/10</p> <p>(4) 医療費・給付費等審査支払手数料 349千円 負担割合 県10/10</p> <p>2. 障害児入所施設運営事業 10,063千円 障害者支援施設への転換及び増加する児童虐待等への対応により定員が不足する障害児入所施設において、県全体の入所必要人数を確保する必要があるため、運営費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助先 (福)秋田県社会福祉事業団</li> <li>・補助対象 阿桜園 (横手市)</li> <li>・負担割合 県10/10</li> </ul>	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
12	障害者補装具給付費負担金	52,072	<p>日常生活上の移動の確保等や就労の能率向上を図ることを目的として、市町村が実施する障害者の身体機能を補完又は代替する補装具の給付事業に対して、負担金を交付する。</p> <p>1. 実施主体 市町村          3. 対象者 身体障害児・者                            (難病患者等を含む。)          3. 負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4</p>	地域生活支援班
13	障害者総合支援法等推進事業	30,540	<p>障害者の工賃向上に係る支援、重度障害者の地域生活を支えるための市町村への財政支援、介護職員等による痰吸引等のための研修を実施し、障害者が社会的・経済的に安定した日常生活を営むための体制を整備する。</p> <p>1. 障害者の働きがい支援事業 4,507千円          工賃向上支援のため、就労継続支援事業所と企業官公署との間で、商品・サービス等の受発注について仲介・情報交換を行う共同受注窓口を設置する。          2. 重度訪問介護等利用促進市町村支援事業 20,846千円          訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超過する市町村に対する助成。          3. 介護職員等による痰吸引等研修事業 5,187千円          痰吸引等が必要な重度障害者に対して、介護職員等が痰の吸引等の行為を適切に行うための研修の実施。</p>	地域生活支援班
14	介護・訓練等給付費等負担金	5,743,325	<p>障害のある人や難病患者等の福祉の増進を図るために、障害者総合支援法に基づき市町村が行う介護給付等に要する費用の一部に対して介護・訓練等給付費等負担金を交付する。</p> <p>1. 実施主体 市町村          2. 負担区分 国1/2 県1/4 市町村1/4          3. 負担内容              (1) 居宅介護 197,252千円              (2) 重度訪問介護 85,737千円              (3) 同行援護 6,201千円              (4) 行動援護 1,708千円              (5) 短期入所 78,880千円              (6) 療養介護 204,141千円              (7) 生活介護 2,427,508千円              (8) 共同生活援助 427,549千円              (9) 施設入所支援 797,913千円</p>	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
			(10) 自立訓練 98,882千円 (11) 就労移行支援 34,488千円 (12) 就労継続支援 1,071,880千円 (13) 就労定着支援 5,215千円 (14) 自立生活援助 111千円 (15) 地域相談支援給付費 737千円 (16) 計画相談支援給付費 96,413千円 (17) 高額障害福祉サービス費 3,936千円 (18) 特定障害者特別給付費 124,336千円 (19) 療養介護医療費等 80,399千円 (20) 特例特定障害者特別給付費等 39千円	
15	障害者スポーツ振興事業	47,890	<p>1. 障害者スポーツ普及・推進事業 14,315千円            障害者がスポーツに取り組める環境づくりを進めるため、各種スポーツへの支援や指導を行う障害者スポーツ推進員を設置するとともに、障害者スポーツ体験交流事業、在宅障害者スポーツ教室を開催する。</p> <p>(1) 実施主体 県            (2) 委託先 秋田県障害者スポーツ協会            (3) 事業内容            ① 障害者スポーツ推進員設置事業（3名）            ② 障害者スポーツ体験交流事業            ③ 在宅障害者スポーツ教室開催事業</p> <p>2. 秋田県障害者スポーツ協会運営費補助金 5,303千円            県内に在住する障害者のスポーツの振興を図り、障害者の心身の健全な発達に寄与し、積極的な社会参加を促進するため、秋田県障害者スポーツ協会に対し補助を行う。</p> <p>(1) 補助先 秋田県障害者スポーツ協会            (2) 負担区分 県10/10            (3) 補助対象 人件費（事務局長）、運営費</p> <p>3. 全国障害者スポーツ大会等派遣事業 28,272千円            障害者スポーツの全国的なイベントである全国障害者スポーツ大会へ本県選手を派遣し、県外の選手と交流を深めることなどにより、より一層障害を克服し、自立を目指そうとする意欲を高める。            東京パラリンピック等の国際大会に向けた選手の育成を支援する。</p> <p>(1) 実施主体 県            (2) 事業内容            ①全国障害者スポーツ大会派遣費            • 開催地 鹿児島県            • 開催期間 令和2年10月24日（土）～26日（月）予定</p>	調整・障害福祉班

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名
			<p>・派遣人員  <b>【個人競技】</b>陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング          県選手団選手28名、役員28名</p> <p><b>【団体競技】</b>北海道・東北ブロック予選会での優勝で出場権を得ることになる。</p> <p>・委託先 秋田県障害者スポーツ協会          ②全国障害者スポーツ大会北海道・東北ブロック予選会派遣費          ・開催地 開催当番道県、政令指定都市          ・開催期間 令和2年5月～6月          ・補助対象競技              車椅子バスケットボール、バスケットボール、サッカー、バレーボール          ・補助先 秋田県障害者スポーツ協会          ・補助率 実費の1/2          ③パラアスリート支援事業補助金          ・補助先 秋田県障害者スポーツ協会          ・補助率 定額(10/10)          ・補助対象者              競技団体から国際大会等の強化指定(候補を含む)を受けた県内選手で、県外で開催される強化合宿や合同練習会に参加する選手</p>	
16	すこやか療育支援事業	3,009	<p>社会全体で子育てを支えていくという考えのもと、障害児通所支援を利用する子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、生活基盤の弱い世帯が安心して障害児の療育を行うことができる環境を整える。</p> <p>1. 概要          児童発達支援等を利用する乳幼児の保護者に対し、市町村が利用者負担及び食費の助成を行った場合にその費用の1/2を補助する。(所得制限有り)</p> <p>2. 負担割合          保護者1/2 市町村1/4 県1/4</p>	地域生活支援班

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名																														
17	ひきこもり対策推進事業	13,737	<p>1. ひきこもり相談支援センター運営事業 10,866千円</p> <p>(1) 対象者 ひきこもり状態にある本人や家族等</p> <p>(2) 開設場所 精神保健福祉センター内</p> <p>(3) 運営体制 ひきこもり支援コーディネーター3名</p> <p>(4) 業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応（電話、面接、巡回相談等）</li> <li>・連絡協議会の開催</li> <li>・ひきこもり対策に関する情報発信</li> <li>・支援職員等を対象とした研修会の実施</li> <li>・当事者会及び家族会の開催</li> <li>・社会とのつながり支援（職親）事業の実施</li> </ul> <p>2. 社会とのつながり支援（職親）事業 2,871千円</p> <p>(1) 協力事業所数 80か所</p> <p>(2) 協力事業所への報償費対象者 1人につき 1日1,500円</p>	調整・障害福祉班																														
18	障害児・者施設整備補助事業	116,748	<p>障害児・者施設の整備費等を助成する。</p> <p>1. 補助率 国1/2、県1/4</p> <p>2. 事業内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置主体 事業所名</th> <th>設置場所</th> <th>整備区分</th> <th>種別・定員(人)</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(特非)鹿角親交会 ・(仮称)生活介護事業所いっぷく堂</td> <td>鹿角市</td> <td>創設</td> <td>生活介護 20</td> <td>31,498</td> </tr> <tr> <td>(特非)共生センターとつ工房 ・たのしいわが家2号棟(仮称)</td> <td>大館市</td> <td>創設</td> <td>共同生活援助 7</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>(株)よつば ・グループホームあいあい2号館</td> <td>美郷町</td> <td>創設</td> <td>共同生活援助 9 短期入所 1</td> <td>30,750</td> </tr> <tr> <td>(福)慈泉会 ・サンワークの家Ⅱ</td> <td>美郷町</td> <td>創設</td> <td>共同生活援助 5 短期入所 1</td> <td>29,300</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>4施設</td> <td>116,748</td> </tr> </tbody> </table>	設置主体 事業所名	設置場所	整備区分	種別・定員(人)	補助額	(特非)鹿角親交会 ・(仮称)生活介護事業所いっぷく堂	鹿角市	創設	生活介護 20	31,498	(特非)共生センターとつ工房 ・たのしいわが家2号棟(仮称)	大館市	創設	共同生活援助 7	25,200	(株)よつば ・グループホームあいあい2号館	美郷町	創設	共同生活援助 9 短期入所 1	30,750	(福)慈泉会 ・サンワークの家Ⅱ	美郷町	創設	共同生活援助 5 短期入所 1	29,300	計			4施設	116,748	調整・障害福祉班
設置主体 事業所名	設置場所	整備区分	種別・定員(人)	補助額																														
(特非)鹿角親交会 ・(仮称)生活介護事業所いっぷく堂	鹿角市	創設	生活介護 20	31,498																														
(特非)共生センターとつ工房 ・たのしいわが家2号棟(仮称)	大館市	創設	共同生活援助 7	25,200																														
(株)よつば ・グループホームあいあい2号館	美郷町	創設	共同生活援助 9 短期入所 1	30,750																														
(福)慈泉会 ・サンワークの家Ⅱ	美郷町	創設	共同生活援助 5 短期入所 1	29,300																														
計			4施設	116,748																														
19	点字図書館費	37,039	<p>秋田県点字図書館の管理運営を指定管理者に委託する。</p> <p>1. 設置者 県</p> <p>2. 指定管理者 (福)秋田県社会福祉事業団</p> <p>3. 指定期間 平成28年度～令和2年度</p> <p>4. 指定管理料 37,039千円</p> <p>5. 施設概要 視覚障害者情報提供施設</p>	地域生活支援班																														

No.	事業名	事業費(千円)	事業概要	班名
20	発達障害者支援対策	238	<p>発達障害を有する障害者を支援するため、発達障害者支援センターの機能を強化とともに、乳幼児から成人期までの各ライフステージに対応する地域支援体制の整備を図る。</p> <p>1. 発達障害支援対策協議会の開催            2. 発達障害者地域支援者研修の開催（県内1地区）            3. 発達障害精神医療研修への医師派遣            4. 発達障害地域包括支援研修（伝達講習）</p>	調整・障害福祉班
21	秋田県聴覚障害者支援センター運営事業	26,079	<p>本県の聴覚障害者に対する情報・意思疎通支援の基幹センターとなる秋田県聴覚障害者支援センターを設置し、情報取得手段の拡充や社会参加の支援等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害者に対する相談支援事業</li> <li>・意思疎通支援者の養成・派遣</li> <li>・手話・字幕入り映像の制作編集・貸出</li> <li>・情報機器の貸出等の事業</li> </ul>	地域生活支援班
22	障害者差別解消推進事業	19,956	<p>県民や事業者等と連携し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、本県の実情に合わせた条例を制定するとともに、障害のある方等が安心して社会参加できる環境づくりと障害への理解促進による共生社会の実現を図る。</p> <p>1. 障害者差別解消推進事業 4,685千円            (1) 障害者差別解消調整委員会の設置            差別に関する紛争解決機関 委員15名            (2) 職員向け研修会開催            相談対応職員及び一般職員のための研修会            (3) 専門相談機関設置事業            委託先 秋田県身体障害者福祉協会</p> <p>2. 障害者理解促進事業 6,069千円            (1) 普及啓発事業            ハンドブック、リーフレットの作成            映像制作、障害者情報発信            (2) 障害者理解促進事業            出前講座や事業者向け研修会等の実施</p> <p>3. 障害者社会参加等促進事業 9,202千円            (1) 障害者サポーター養成事業            障害及び障害者に対する正しい知識と理解を持ち、適切な支援ができるサポーターの養成            (2) 精神障害者社会参加促進事業            精神障害者の社会参加を目的とした学習会、相談会の開催</p>	調整・障害福祉班 地域生活支援班

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名
			<p>(3) ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業 ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布とテレビCM放映等の普及啓発</p> <p>(4) 知的障害者本人活動支援事業 当事者たちによるボランティアなどの本人活動、地域住民等との交流を促す「ともだちの会秋田県大会」開催</p> <p>(5) 障害者のためのスポーツ、レクリエーション開催事業</p> <p>(6) 芸術・文化講座開催等事業 心いきいき芸術・文化祭の開催</p>	
23	手話等普及啓発促進事業	1,283	<p>障害の有無に関わらず互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、手話・点字等の普及や理解促進を推進する。</p> <p>1. 小学生向け手話教室 小学生に対し、手話に親しむ機会を設け、障害者への理解や手話の普及・啓発を図る。</p> <p>2. 県民向け手話教室 手話の普及や理解啓発のため、県民が手話を学ぶ機会を設けるとともに、手話通訳者等を目指す意識の醸成を図る。 小冊子の配布により、障害や手話についての理解啓発や、興味・関心を持ってもらう。</p> <p>3. 企業等手話学習補助事業 企業や町内会、P T A等、手話の学習会を実施するところに対し、講師となる手話通訳者等の調整や、教材の提供をし、県内企業等が独自で手話を学習しやすい環境を構築する。</p>	地域生活支援班
24	災害派遣精神医療チーム体制整備事業	2,084	<p>大規模災害発生時に増大する精神保健医療ニーズに適切かつ迅速に対応するため、災害派遣精神医療チーム（D P A T）の体制を整備する。</p> <p>1. 災害派遣精神医療チーム運営事業 1,937千円 災害時に秋田県の要請により出動する災害派遣精神医療チーム（D P A T）の活動に要する経費。</p> <p>2. 災害派遣精神医療チーム資機材整備事業 147千円 災害派遣精神医療チーム（D P A T）が活動を行うための必要な資材を整備する。</p>	調整・障害福祉班
25	依存症支援対策整備事業	1,313	<p>精神保健福祉センターが中心となり、自助グループや保健所等相談機関の人材育成、依存症に関する相談支援体制の構築及び強化を図る。 また、ギャンブル依存症対策基本法に基づく県計画を策定する。</p>	調整・障害福祉班

No.	事 業 名	事業費(千円)	事 業 概 要	班 名
			1. 依存症支援体制整備 733千円 (1) 県民への依存症に関する啓発事業 38千円 (2) 自助グループ等への育成支援 150千円 (3) 保健所等地域の相談機関への技術支援 465千円 (4) 各地域における相談機関等との連携強化 80千円  2. 秋田県ギャンブル依存症対策推進計画策定 580千円	

(5) 予算

○ 県予算との比較（当初予算）

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
県	563,558,000	100.0	580,260,000	100.0	574,089,000	100.0	579,414,000	100.0
民生費	79,509,697	14.1	78,129,766	13.5	79,857,129	13.9	77,919,104	13.4
衛生費	13,968,301	2.5	15,333,809	2.6	14,104,361	2.5	15,372,777	2.7
障害福祉課	11,083,473	2.0	11,418,615	2.0	11,308,116	2.0	11,218,717	1.9

○ 障害福祉課予算構成比（当初予算）

(単位：千円、%)

区分	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比	予算額	構成比
社会福祉総務費	124,682	1.1	115,573	1.0	119,153	1.1	134,534	1.2
身体障害者福祉費	8,114,022	71.1	8,452,477	74.9	8,370,789	74.2	8,071,047	71.9
知的障害者福祉費	755,851	6.6	731,844	6.5	668,237	5.9	272,361	2.4
児童措置費	764,547	6.7	846,829	7.5	913,955	8.1	995,916	8.9
児童福祉施設費	1,132,767	9.9	1,081,838	9.6	1,038,120	9.2	1,542,155	13.7
公衆衛生総務費	58,262	0.5	58,073	0.5	63,052	0.6	62,609	0.6
精神保健費	133,342	1.2	131,981	1.2	110,756	1.0	140,095	1.2
計	11,083,473	97.1	11,418,615	101.2	11,284,062	100.0	11,218,717	100.0

### 3 県内の障害者（身体・知的・精神）の状況について

令和2年3月31日現在

#### 障害者数（身体・知的・精神）

区分	25	26	27	28	29	30	元
身体障害	57,215	56,371	55,299	54,316	53,400	52,628	51,460
知的障害	8,384	8,432	8,561	8,687	8,757	8,927	8,975
精神障害	25,190	25,758	26,504	27,004	27,759	28,262	28,596
・合計 (指数)	90,789 (100.0)	90,561 (99.7)	90,364 (99.5)	90,007 (99.1)	89,916 (99.0)	89,817 (98.9)	89,031 (98.1)

※身体障害者、知的障害者は市町村を通じて調査 精神障害者は保健所が把握している数

#### 身体障害者（児・者）

##### ①等級別内訳

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
人数	15,066	8,177	10,027	12,190	2,939	3,061	51,460
割合	29.28	15.89	19.49	23.69	5.71	5.95	100.00

##### ②障害種別内訳

	視覚	聴覚	平衡機能	音そしゃく	肢体	心臓	じん臓	呼吸器	直腸ぼうこう
人数	2,956	4,242	29	574	29,344	8,427	2,546	974	2,172
割合	5.74	8.24	0.06	1.12	57.02	16.38	4.95	1.89	4.22
						小腸	免疫	肝臓	合計
						46	45	105	51,460
						0.09	0.09	0.20	100.00

#### 知的障害者（者・児）

##### ①障害程度別の状況

区分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
総数	2,590	1,948	2,676	1,348	413	8,975
福祉サービス利用	1,162	1,246	2,175	1,102	243	5,928
その他（在宅等）	1,428	702	501	246	170	3,047

##### ②手帳所持者の状況

区分	A	B	計
18歳以上	4,067	3,548	7,615
18歳未満	387	881	1,268
計	4,454	4,429	8,883

#### 精神障害者

##### ①入院・在宅別

入院		在宅		計
措置	医療保護	公費負担 通院	その他（任意 入院含む）	
5	2,188	14,178	12,225	28,596
	2,193		26,403	

##### ②手帳所持者の状況

1級	2級	3級	合計
1,784	4,319	1,316	7,419

## 4 障害福祉サービス提供基盤（令和2年4月1日現在）

※障害福祉事業所一覧については、秋田県公式サイト 美の国あきたネットをご覧ください。

部署別一覧 － 健康福祉部 －  
障害福祉課 － 三障害関連 － お知らせ － 指定障害福祉サービス事業所等一覧  
( <http://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/18864> )

### (1) 障害者関係

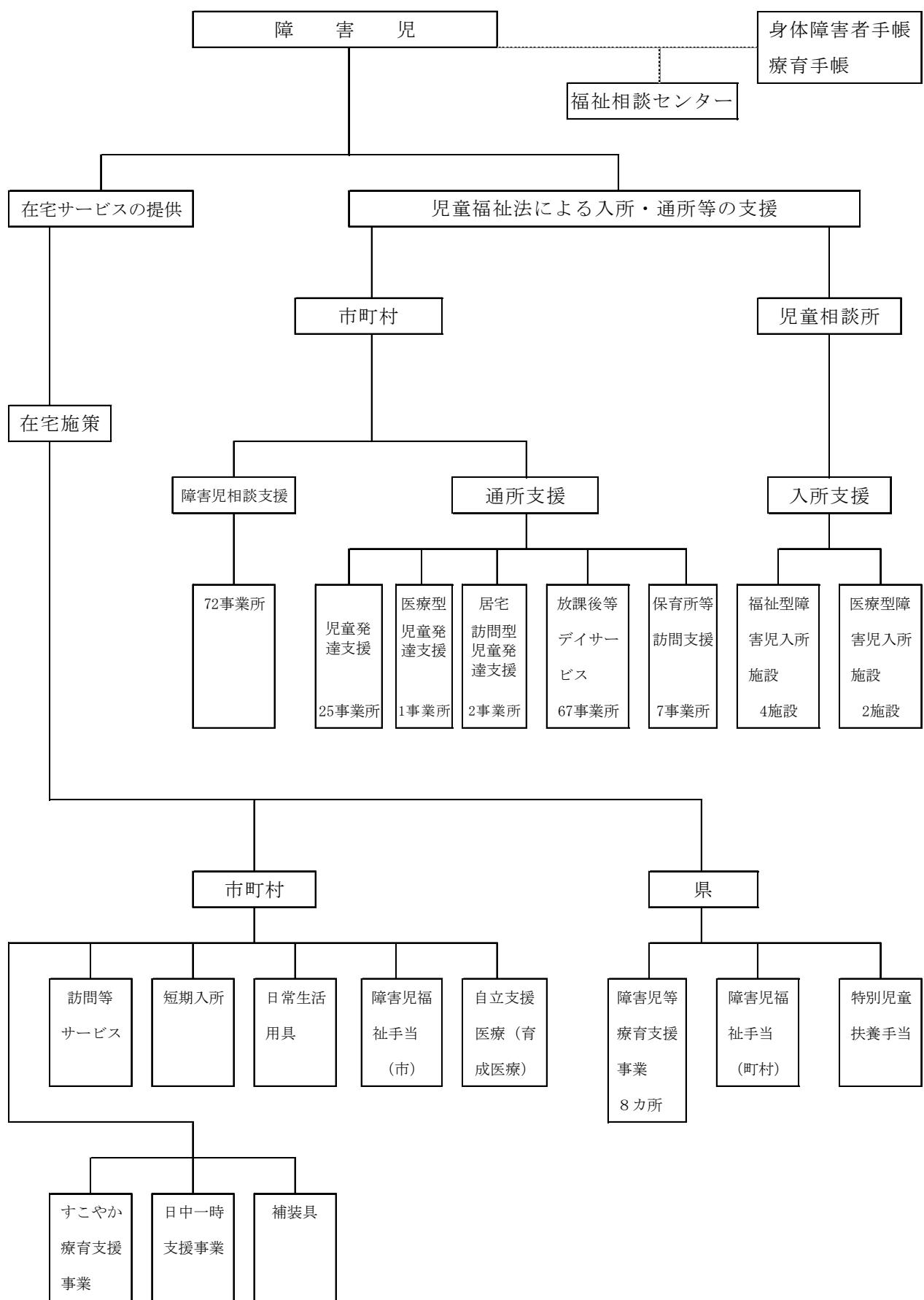
#### ①障害者総合支援法関係

精神障害者 知的障害者 身体障害者 難病患者等	居宅介護	150 事業所
	重度訪問介護	124 事業所
	同行援護	34 事業所
	行動援護	12 事業所
	重度障害者等包括支援	0 事業所
	療養介護	3 事業所
	生活介護	153 事業所
	短期入所	96 事業所
	施設入所支援	45 事業所
	自立訓練（機能訓練）	27 事業所
	自立訓練（生活訓練）	26 事業所
	宿泊型自立訓練	8 事業所
	就労移行支援（一般型）	12 事業所
	就労継続支援（A型）	20 事業所
	就労継続支援（B型）	122 事業所
	就労定着支援	5 事業所
	自立生活援助	1 事業所
	共同生活援助	84 事業所
	計画相談支援	92 事業所
	地域移行支援	39 事業所
	地域定着支援	39 事業所

#### ②その他

身体障害者	点字図書館	1か所
	聴覚障害者支援センター	1か所

(2) 障害児関係



## 5 障害者の施策概要

### (1) 障害者総合支援法「地域生活支援事業関係」

事業名	内容	実施主体
【必須事業】 理解促進研修・啓発事業	<p>地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教室等開催</li> <li>・事業所訪問</li> <li>・広報活動 等</li> </ul>	市町村
自発的活動支援事業	<p>障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアサポート</li> <li>・災害対策</li> <li>・孤立防止活動支援</li> <li>・社会活動支援</li> <li>・ボランティア活動支援</li> </ul>	市町村
相談支援事業	<p>専門職員を市町村に配置することにより、専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応、地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者などに対する専門的な指導、助言等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹相談支援センター等機能強化事業</li> <li>・住宅入居等支援事業</li> <li>・障害者相談支援事業</li> </ul>	市町村
成年後見制度利用支援事業	<p>成年後見制度の利用が有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、その権利擁護を図るため、成年後見人の報酬等の一部の費用について助成を行う。</p>	市町村
成年後見制度法人後見支援事業	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。</p>	市町村
意思疎通支援事業	<p>聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者・要約筆記者派遣事業</li> <li>・手話通訳者設置事業</li> </ul>	市町村
日常生活用具給付等事業	<p>障害者等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具の給付又は貸与を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・訓練支援用具 ：特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等</li> </ul>	市町村

事業名	内容	実施主体
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活支援用具 ：入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具</li> <li>・在宅療養等支援用具 ：電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具</li> <li>・情報・意思疎通支援用具 ：点字器、人工喉頭その他の障害者の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具</li> <li>・排泄管理支援用具 ：ストーマ装具、その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品</li> <li>・居宅生活動作補助用具 ：障害者の居宅生活動作を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの</li> </ul>	
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進や、市町村の広報活動の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した者を養成する。	市町村
移動支援事業	<p>社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。</p> <p>個別支援型　　：個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援</p> <p>グループ支援型　：複数の障害者等への同時支援</p> <p>車両移送型　　：福祉バス等車両の巡回による送迎支援</p>	市町村
地域活動支援センター機能強化事業	<p>障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を強化する。</p> <p>I型　　：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施</p> <p>II型　　：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施</p> <p>III型　　：創作活動、交流等（地域の障害者のための援護対策として、地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上であること）</p>	市町村
発達障害者支援センター運営事業	発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関等との連携強化等	県

事業名	内 容	実施主体
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	により発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。  県に高次脳機能障害者への支援を行うための拠点機関を設置し、専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い、高次脳機能障害者への支援を強化する。	県
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。	県
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成する。	県
意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようとする。  手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣する。	県
相談支援体制整備事業	県障がい者総合支援協議会に相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築等に向けた広域的な支援を行い、県内における相談支援体制の整備を推進する。	県
【任意事業】 日常生活支援	障害者等の日常生活を支援する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉ホームの運営</li><li>・訪問入浴サービス</li><li>・生活訓練等</li><li>・日中一時支援</li><li>・地域移行のための安心生活支援</li><li>・巡回支援専門員整備</li><li>・相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保</li><li>・協議会における地域資源の開発、利用促進等の支援</li><li>・児童発達支援センターの機能強化</li></ul>	市町村

事業名	内 容	実施主体
社会参加支援	<p>障害者等の社会参加を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レクリエーション活動等支援</li> <li>・芸術文化活動振興</li> <li>・点字・声の広報等発行事業</li> <li>・奉仕員養成研修事業</li> <li>・複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進</li> <li>・家庭・教育・福祉連携推進事業</li> </ul>	市町村
権利擁護支援	<p>障害者等の権利擁護を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度普及啓発</li> </ul>	市町村
就業・就労支援	<p>障害者等の就労を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盲人ホームの運営</li> <li>・重度障害者在宅就労促進</li> <li>・更生訓練費・施設入所者就職支度金給付</li> <li>・知的障害者職親委託</li> <li>・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業</li> </ul>	市町村
障害者就業・生活支援センター事業	<p>障害者就業・生活支援センターの生活支援担当職員が、支援対象障害者の家庭や職場を訪問すること等により、対象障害者の生活上の相談に応ずるなど、就業、日常生活、社会生活に必要な支援を行う。</p>	県
サービス・相談支援者、指導者育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分認定調査員等研修事業</li> <li>・相談支援従事者研修事業</li> <li>・サービス管理責任者等研修事業</li> <li>・同行援護従業者養成研修事業</li> <li>・強度行動障害支援者養成研修</li> </ul>	県
日常生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業</li> <li>・音声機能障害者発声訓練事業</li> </ul>	県
社会参加支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者設置</li> <li>・字幕入り映像ライブラリーの提供</li> <li>・点字による即時情報ネットワーク</li> <li>・社会参加推進センター運営</li> <li>・身体障害者補助犬育成給付</li> <li>・奉仕員養成研修</li> <li>・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業</li> <li>・芸術文化活動振興</li> </ul>	県

事業名	内 容	実施主体
権利擁護支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度普及啓発</li> <li>・成年後見制度法人後見支援</li> <li>・その他権利擁護支援</li> </ul>	県
障害者虐待防止対策支援事業	<p>県及び各市町村に障害者虐待の相談窓口を設置し、障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うことにより、障害者の権利利益を擁護する。</p>	県・市町村
重度障害者に係る市町村特別支援	<p>訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が一定以上の市町村に対し、一定の財政支援を行う。</p>	県

#### (2) 障害者総合支援法「自立支援医療費」

事業名	内 容	実施主体
自立支援医療費	<p>障害児・者が、心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であり、指定自立支援医療機関から受けた場合に支給される。</p> <p>①育成医療 身体に障害のある児童に対して行われる生活の能力を得るために必要な医療</p> <p>②更生医療 身体障害者に対して行われるその更生のために必要な医療</p> <p>③精神通院医療 精神障害者に対し、本人が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療</p>	市町村 市町村 県

#### (3) 補装具費の実施状況

事業名	内 容	実施主体
補装具費	<p>障害児・者の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるものについて、購入又は修理に対して支給される。</p> <p>○補装具の種目 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置</p>	市町村

(4) その他

事業名	内 容	実施主体
特別障害者手当	20歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障害者に支給する。 1人月額 27,200円	県・市
障害児福祉手当	20歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障害者に支給する。 1人月額 14,790円	県・市
福祉手当	昭和50年の改正法施行の際、20歳以上の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない者に支給する。 1人月額 14,790円	県・市
身体障害者相談員	身体障害者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行う。 令和2年4月1日現在 132人（内秋田市28人）	市町村
知的障害者相談員	知的障害者の更生援護の相談に応じ必要な指導・助言を行う。 令和2年4月1日現在 57人（内秋田市 5人）	市町村

## 第2 身体障害者の状況

秋田県における身体障害者の人数は、令和2年3月末現在で51,460人となっており、平成27年の55,299人を100人とすると93.1となっている。

内容別に見ると疾病を理由とする者（骨関節疾患、脳血管疾患、心臓疾患等）及び業務災害による者、交通事故による者等となっている。

障害の複雑化・重度化、高齢化とともに障害者のニーズが多様化する中で、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障害者総合支援法による障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業など、各種施策の充実に努めている。

### 1 身体障害者の現況

#### ①身体障害者数

(各年度3月末現在)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
身体障害者数(人)	55,299	54,316	53,400	52,628	51,460
指 数	100.0	98.2	96.6	95.2	93.1

#### ②障害別・年齢別身体障害者数

(令和2年3月31日現在)

区分	総 数	0~17歳	18~59歳	60歳以上
総 数	51,460	534	6,313	44,613
視覚障害	2,956	18	400	2,538
聴覚障害	4,242	59	442	3,741
平衡機能障害	29	0	6	23
音声言語・そしゃく機能障害	574	1	95	478
肢体不自由	29,344	311	3,687	25,346
心臓機能障害	8,427	99	653	7,675
じん臓機能障害	2,546	4	640	1,902
呼吸機能障害	974	22	46	906
ぼうこう・直腸機能障害	2,172	9	239	1,924
小腸機能障害	46	4	26	16
免疫機能障害	45	0	36	9
肝臓機能障害	105	7	43	55

## ③ 障害別・等級別身体障害者数

(令和2年3月31日現在)

区分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
総 数	51,460	15,066	8,177	10,027	12,190	2,939	3,061
視覚障害	2,956	921	886	240	235	431	243
聴覚障害	4,242	182	789	525	1,213	10	1,523
平衡機能障害	29	0	1	13	0	15	0
音声言語・そしゃく機能障害	574	12	36	334	192	0	0
肢体不自由	29,344	5,078	6,325	6,498	7,665	2,483	1,295
心臓機能障害	8,427	6,332	66	1,502	527	0	0
じん臓機能障害	2,546	2,320	9	170	47	0	0
呼吸機能障害	974	131	21	619	203	0	0
ぼうこう・直腸機能障害	2,172	6	5	89	2,072	0	0
小腸機能障害	46	19	0	3	24	0	0
免疫機能障害	45	10	19	13	3	0	0
肝臓機能障害	105	55	20	21	9	0	0

## 2 在宅対策の状況

## ①特別障害者手当等受給者数及び給付状況

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
県分	人数 (人)	3,930	3,676	3,410	3,245	3,009
	給付額 (千円)	95,727	90,850	84,255	80,927	75,706
市分	人数 (人)	22,014	21,667	20,911	19,806	19,202
	給付額 (千円)	497,784	495,286	478,546	453,717	446,130
合計	人数 (人)	25,944	25,343	24,321	23,051	22,211
	給付額 (千円)	593,511	586,136	562,800	534,644	521,836

(年度実績及び年延給付件数)

## ②日常生活用具給付件数及び給付状況

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
給付件数 (件)		23,071	23,213	24,442	24,959	24,352
給付額 (千円)		66,398	65,059	65,936	66,857	69,635

## ③障害者補装具の給付状況

区分		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
給付件数 (件)		1,998	1,910	1,814	1,839	1,937
給付額 (千円)		38,697	34,333	34,907	35,684	45,895

④自立支援医療（更生医療）の給付状況

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
給付額（千円）	193,709	194,252	194,244	194,326	197,017

3 身体障害者相談員の配置（令和2年4月1日現在）

(人)

市 部															郡 部															合 計
秋田市	能代市	横手市	大館市	男鹿市	湯沢市	鹿角市	由利本荘市	潟上市	大仙市	北秋田市	にかほ市	仙北市	小坂町	上小阿仁村	藤里町	三種町	八峰町	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	美郷町	羽後町	東成瀬村						
28	11	3	9	6	-	5	8	6	21	4	-	7	2	1	1	5	2	3	2	2	1	1	3	1	132					

### 第3 心身障害児の状況

秋田県における知的障害児の数は、令和2年3月末で1,358人で前年度の1,453人に比べ95人(6.9%)の減となっている。また、平成21年度を100(1,321人)とすると、その指数は102.8となっている。

程度別にみると、軽・中度の全体に占める割合は71.4%(970人)、重度・最重度は22.0%(299人)、重症心身は6.6%(89人)となっている。

#### 1 心身障害児の現況

##### ①知的障害児の現況

(令和2年3月31日現在) (単位：人)

区分	軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
人員	753	217	178	121	89	1,358
内 福 祉 セ ル ス 利 用	335	134	132	90	67	758
訳 そ の 他 (在 宅 等)	418	83	46	31	22	600

##### ②身体障害者手帳交付児童数

(令和2年3月31日現在) (単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
視覚障害	6	4	2	2	4	0	18
聴覚平衡機能障害	2	25	13	6	0	13	59
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	1	0	0	0	1
肢体不自由	112	148	17	15	5	14	311
内部障害	80	0	35	30	0	0	145
計	200	177	68	53	9	27	534

##### ③知的障害児の推移

程度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
知的 障 害 児	軽度	475	490	524	561	619	695	735	795	810	807
	中度	275	238	241	254	265	244	241	230	230	251
	重度	318	307	278	264	264	237	221	206	208	177
	最重度	117	126	136	147	143	170	156	123	120	118
	重症心	136	122	120	114	128	89	89	102	95	100
	計	1,321	1,283	1,299	1,340	1,419	1,435	1,442	1,456	1,463	1,453

## 2 早期療育対策

### ①乳児及び3歳児健康診査の状況

(単位：人、%)

年 度	乳児健康診査（3～4ヵ月）					3歳児健康診査					
	対象 人員	受診 人員	受診率	有所見 者 数	有所見 率	対象 人員	受診 人員	受診率	有所見 者 数	有所見 率	精密検 査受診 者 数
27	5,762	5,731	99.5	1,102	19.2	6,561	6,430	98.0	2,014	31.3	746
28	5,740	5,637	98.2	1,176	20.9	6,370	6,223	97.7	1,938	31.1	700
29	5,417	5,324	98.3	724	13.6	6,148	5,972	97.1	1,564	26.2	446
30	5,059	4,997	98.8	1,095	21.9	5,924	5,826	98.3	1,711	29.4	367
元	4,643	4,595	99.0	963	21.0	5,521	5,393	97.7	1,526	28.3	308

(資料：保健・疾病対策課)

### ②1歳6ヶ月児健康診査の状況

(単位：人、%)

年 度	対象人員	受診人員	受診率	有所見者数	有所見率
27	6,186	6,083	98.3	1,504	24.7
28	6,026	5,935	98.5	1,505	25.4
29	5,800	5,682	98.0	1,267	22.3
30	5,521	5,450	98.7	1,249	22.9
元	4,839	4,779	98.8	947	19.8

(資料：保健・疾病対策課)

### 3 在宅療育対策

在宅障害児とその保護者に対して、相談・助言・療育指導を行うほか、ホームヘルパーの派遣、補装具や日常生活用具の給付、自立支援医療（育成医療）、障害児（者）短期入所事業等のサービスが行われている。

#### （1）児童相談所における心身障害相談別受付件数

相談種類別件数

(単位：件)

年 度	保健	肢体不自由	視覚・聴覚・言語障害	重症心身障害	知的障害	発達障害等
2 6	41	27	270	5	568	9
2 7	41	19	268	4	501	19
2 8	42	19	200	1	492	19
2 9	32	16	238	4	464	24
3 0	26	14	189	6	501	21
元	13	14	211	6	517	21

(資料：中央児童相談所)

#### （2）自立支援医療（育成医療）給付及び市町村補助状況

(単位：人)

区分 年度	医 療 費							移送費 (再掲)
	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	心 臓 障 害	そ の 他 内 臓 疾 患 ほ か	計	
2 7	79	12	13	79	64	69	316	-
2 8	63	14	16	78	44	58	273	-
2 9	44	16	8	70	47	38	223	-
3 0	56	9	15	62	55	31	228	-
元	51	6	11	62	65	23	218	-

※25年度から秋田市分を含む。

(資料：保健・疾病対策課)

#### （3）補装具の給付状況（児童分）

(単位：件、千円)

区 分	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	元 年度
給 付 件 数	3 4 8	2 9 2	2 3 9	2 5 1
給 付 額	1 2 , 0 1 0	1 0 , 4 9 0	1 0 , 4 9 0	1 0 , 8 4 8

#### （4）中・軽度難聴児補聴器購入費助成事業（単位：人、千円）

区 分	3 0 年度	元 年度
給 付 件 数	2 8 人 (5 9 件)	4 0 人 (7 3 件)
給 付 額	5 7 9	9 1 9

(資料：保健・疾病対策課)

## 4 施設対策

### (1) 障害児施設

施設の種類	内 容	窓 口
福祉型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設。	福祉事務所 児童相談所
医療型障害児入所施設	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設。	

### (2) 障害児施設の入所状況（県内）

#### ①福祉型障害児入所施設

(令和2年4月1日現在)

施 設 名	設 置 主 体	所 在 地	定 員	現 員	備 考
東山学園	(福) 花輪ふくし会	鹿角市花輪	人 20(児のみ) 重度棟13 一般棟 7	人 20	昭和40年4月認可
大野岱吉野学園	(福) 県北報公会	北秋田市七日市	10(児のみ) 一般棟10	5	昭和44年4月認可
若竹学園	(福) 秋田県厚生協会	秋田市御所野	30(児のみ) 重度棟15 一般棟15	29	昭和39年4月認可
阿桜園	(福) 秋田県社会福祉事業団	横手市赤坂	5(児のみ)	5	昭和39年4月設置

②医療型障害児入所施設

(旧肢体不自由児施設 旧重症心身障害児施設)

(令和2年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員	現員	備考
秋田県立医療療育センター	秋田県	秋田市上北手 旧肢体不自由児施設 旧重症心身障害児施設 (児者併設)	人 6 40	人 14 23	平成22年4月開設
あきた病院	独立行政法人 国立病院機構	由利本荘市 岩城	160 (児者併設)	3	平成15年11月認可

(3) 障害児施設の入所状況(県外)

①医療型障害児入所施設

(令和2年4月1日現在)

施設名	設置主体	所在地	定員	現員	備考
岩手県立医療療育センター (肢体不自由)	岩手県	岩手県 矢巾町	人 60	人 2	昭和32年12月設置

## 第4 知的障害者の状況

秋田県における18歳以上の知的障害者の数は、令和2年3月末現在7,617人で前年度に比べ180人の増となっている。また、平成21年（6,345人）を100とした指数は、120.0となっている。

程度別にみると、軽・中度の全体に占める割合は46.8%（3,568人）、重度・最重度48.9%（3,725人）、重症心身は4.3%（324人）となっており、重度化傾向にある。

### 1 知的障害者の現況

（令和2年3月31日）（単位：人）

区分		軽度	中度	重度	最重度	重症心身	計
人員		1,837	1,731	2,498	1,227	324	7,617
内訳	障害福祉サービスの利用者	827	1,112	2,043	1,012	176	5,170
	その他（在宅等）	1,010	619	455	215	148	2,447

### 2 施設入所者の状況（各年度3月末現在）

障害者支援施設（更生+授産）

（単位：人）

年度	17歳以下	18・19歳	20~29歳	30~39歳	40~59歳	60歳以上	計
26	-	23	157	250	780	937	2,147
27	-	25	155	238	762	921	2,101
28	-	25	137	231	719	904	2,016
29	-	19	143	197	649	871	1,879
30	-	14	128	179	663	908	1,892
元	-	23	132	191	683	923	1,952

### 3 知的障害者相談員の配置（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

市 部															郡 部															合 計
秋	能	横	大	男	湯	鹿	由	潟	大	北	に	仙	小	上	藤	三	八	五	八	井	大	美	羽	東	成	瀬	村			
田	代	手	館	鹿	沢	角	利	上	仙	秋	か	北	坂	小	里	種	峰	城	郎	鶴	川	潟	郷	後	瀬	村				
5	3	3	4	2	0	3	8	3	8	5	0	2	1	1	1	2	1	1	1	0	0	1	1	1	57					

## 第5 精神障害者の保健福祉

### 1 精神障害者の状況

秋田県における精神障害者数は、令和2年3月末現在で28,596人で、人口万対比296.1人となっている。

2次 医療圏	人口 R1.10.1 (注1) 人	精神障害 者数 (注2) 下段:人口万 対	内 訳				病 院 数	病床数 (指定病 床数)	人口 万対 病床 数	在院 患者数 (注3) 下段:人口 万対
			措置入 院患者 数	医療保 護入院 患者数	自立支 援医療 患者数	その他				
大館	104,655	2,450	1	98	1,764	587	3	324	31.0	265
鹿角		234.2						5		25.4
北秋田	32,653	768	0	35	590	143	2	184	56.4	120
		235.3						0		36.8
能代	76,033	1,547	0	95	1,017	435	2	270	35.5	187
山本		203.5						4		24.6
秋田	385,537	11,726	2	1,037	5,699	4,988	10	1,854	48.1	1,667
周辺		304.2						(23)		43.3
由利本荘	99,019	2,674	0	195	1,344	1,135	2	341	34.4	312
にかほ		270.1						(6)		31.6
大仙	122,197	4,371	0	311	1,661	2,399	4	476	39.0	367
仙北		357.8						(5)		30.1
横手	86,499	2,816	2	205	1,248	1,361	1	296	34.2	256
		325.6						(5)		29.6
湯沢	59,375	2,244	0	212	855	1,177	1	170	28.6	128
雄勝		378.0						(0)		21.6
県計	965,927	28,596	5	2,188	14,178	12,225	25	3,915	40.5	3,302
	965,968	296.1						(48)		34

(注1) 秋田県の人口と世帯(平成28年国勢調査基準)による ※県計は市郡計の値を使用

(注2) 精神障害者数: 保健所実績報告による

(注3) 在院患者数 : 精神科病院年度報による

※秋田県における精神障害者は次のとおりとする。(法:精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)

①法第20条(任意入院)、法第29条(措置入院)、法第33条(医療保護入院)、法第33条の7

(応急入院)により入院している者

②法第22条から26条の3の規定により、申請、通報、届出があり精神保健指定医の診察の結果、精神障害者と診断された者

③障害者総合支援法第58条の規定により、自立支援医療費の支給を受けている者

④法第45条の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

⑤以上のほか関係機関などの情報に基づき、調査の結果精神障害者と認められた者

## (2) 精神障害者数の推移

(各年度 3月末現在)

年 度 病 類	20	26	27	28	29	30	元
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	7,405	8,349	8,457	8,435	8,459	8,248	7,990
気分（感情）障害	3,400	5,704	6,001	6,136	6,417	6,601	6,686
てんかん	1,613	1,928	1,984	1,931	1,949	1,993	2,036
症状性を含む脳器質性精神障害	4,032	5,332	5,525	5,720	5,816	5,859	6,138
精神作用物質による精神及び行動の障害	827	940	869	865	864	862	849
精神遅滞	799	985	972	1,001	1,002	995	973
神経性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	791	1,579	1,659	1,733	1,859	1,981	2,014
その他	705	941	1,037	1,183	1,393	1,723	1,910
総 数	19,572	25,758	26,504	27,004	27,759	28,262	28,596

「保健所実績報告」による

## (3) 在宅精神障害者の状況（病類、年齢別）

(令和2年3月31日現在)

病名区分	在宅者計人	内 訳		男				女				計				総計		
		自立支援受給者	その他（任意入院含む）	18歳未満	18歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	18歳未満	18歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	18歳未満	18歳～19歳	20歳～39歳	40歳～64歳	
F2統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	7,067	4,963	2,104	6	7	648	1,861	892	12	14	698	1,764	1,165	18	21	1,346	3,625	2,057 7,067
F3気分（感情）障害	6,564	4,044	2,520	2	2	484	1,380	667	3	7	881	1,834	1,304	5	9	1,365	3,214	1,971 6,564
G40てんかん	2,052	1,485	547	81	40	364	423	201	59	53	334	277	200	140	93	698	700	401 2,052
F0症状性を含む器質性精神障害	5,147	575	4,572	0	1	32	243	1,958	1	1	26	123	2,762	1	2	58	366	4,720 5,147
F00アルツハイマー病型認知症	2,929	261	2,668	0	0	6	62	1,013	0	0	4	26	1,818	0	0	10	88	2,831 2,929
F01血管性認知症	389	31	358	0	0	0	11	223	0	0	0	4	151	0	0	0	15	374 389
F02-09上記以外の症状性を含む器質性精神障害	1,829	283	1,546	0	1	26	170	722	1	1	22	93	793	1	2	48	263	1,515 1,829
F1精神作用物質による精神及び行動の障害	796	229	567	0	0	29	278	352	0	0	24	70	43	0	0	53	348	395 796
F10アルコール使用による精神及び行動の障害	709	215	494	0	0	21	240	341	0	0	12	58	37	0	0	33	298	378 709
覚せい剤による精神及び行動の障害	15	6	9	0	0	1	11	0	0	0	1	2	0	0	0	2	13	0 15
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	72	8	64	0	0	7	27	11	0	0	11	10	6	0	0	18	37	17 72
F7精神遅滞	917	629	288	8	4	124	221	113	2	0	112	199	134	10	4	236	420	247 917
F6成人の人格及び行動の障害	168	71	97	1	0	14	28	10	0	0	55	52	8	1	0	69	80	18 168
F4神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	1,992	1,221	771	9	12	256	320	104	6	23	469	594	199	15	35	725	914	303 1,992
F5生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	88	48	40	1	1	3	4	1	4	3	45	24	2	5	4	48	28	3 88
F8心理的発達の障害	1,088	619	469	125	45	415	112	3	43	32	251	61	1	168	77	666	173	4 1,088
F9小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害	465	293	172	35	19	173	34	0	9	10	129	51	5	44	29	302	85	5 465
その他	79	1	78	2	0	17	15	13	0	0	9	9	14	2	0	26	24	27 79
合 計	26,403	14,178	12,225	270	131	2,559	4,919	4,314	139	143	3,033	5,058	5,837	409	274	5,592	9,977	10,151 26,403

※その他には任意入院も含む。

「保健所実績報告」による

## (4) 入院患者数の推移

(各年度 3月末現在)

第10回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類(ICD10)による病類区分	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害(F2)	気分(感情)障害(F3)	てんかん(G40)	症状性を含む器質性精神障害(F0)	精神作用物質による精神及び行動の障害(F1)	精神遅滞(F7)	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害(F4)	その他	計人
21	1,991	320	78	1031	162	127	102	34	3,845
22	1,994	335	75	1,022	153	131	96	24	3,830
23	1,902	354	74	989	150	116	99	41	3,725
24	1,839	359	76	985	146	113	100	38	3,656
25	1,792	337	67	1,045	135	110	82	37	3,605
26	1,821	299	59	1,095	122	108	71	32	3,607
27	1,774	296	56	1,060	128	96	78	41	3,529
28	1,703	305	53	1,046	132	78	66	45	3,428
29	1,706	256	56	1,066	109	78	67	41	3,379
30	1,678	279	45	1,086	112	79	66	64	3,409
元	1,584	260	50	1,100	100	90	70	48	3,302

「精神科病院年度報」による

## 2 精神科医療対策

(1) 精神科病院の概要

年 度	人口 10月1日 (千人)	病院数			病床数			入院患者数		医師数 <sup>※3</sup>			看護職員数 <sup>※4</sup>			
		单 科	一 般	合 計	精神 病 床 <sup>※ 1</sup>	人 口 万 対 病 床 数	指 定 病 床	在 院 患 者 数 <sup>※ 2</sup>	病 床 利 用 率	常 勤	非 常 勤	計	看 護 师	准 看 護 师	看 護 助 手	計
20	1,109	16	11	27	4,350	39	67	3,834	88	118	137	255	935	565	432	1,932
21	1,097	16	11	27	4,303	39	67	3,845	89	119	117	236	755	481	447	1,683
22	1,086	16	10	26	4,243	39	67	3,830	90	119	127	246	768	493	486	1,747
23	1,077	16	9	25	4,152	39	63	3,725	90	109	126	235	791	472	454	1,717
24	1,063	16	9	25	4,102	39	63	3,656	89	120	155	275	849	516	535	1,900
25	1,050	16	9	25	4,080	39	63	3,605	88	119	142	261	835	469	570	1,874
26	1,037	16	9	25	4,080	39	48	3,607	88	129	159	288	888	467	611	1,966
27	1,023	16	9	25	4,053	40	48	3,529	87	122	173	295	864	442	525	1,831
28	1,009	16	9	25	4,040	40	48	3,428	85	119	171	290	873	411	487	1,771
29	995	16	9	25	3,973	39.9	48	3,379	85.0	111	21.7	132.7	1338.1 (常勤：1,296.0 非常勤：42.1)			1,338
30	981	16	9	25	3,943	40.2	48	3,409	86.5	111	31.5	142.5	1376.1 (常勤：1,328.0 非常勤：48.1)			1,376
元	966	16	9	25	3,915	40.5	48	3,302	84.3	115	20.2	135.2	1121.0 (常勤：1,092.0 非常勤：29.0)			1,121

※1, 2 「精神科病院年度報」による

※3, 4 「精神保健福祉資料（厚生労働省）」による

※平成29年度より集計内容の変更。

・医師数について、非常勤は実員数ではなく常勤換算数として換算。

・看護職員数について、看護師及び准看護師のうち、常勤数と常勤換算した非常勤数で公表。本表では、

常勤数と非常勤数の合計を掲載。

## (2) 精神障害者の保護申請、通報等の状況

令和元年度において、警察官、検察官、矯正施設の長等から、精神障害者（疑いを含む）であるとして、診察及び保護の申請及び通報があったものは82件、うち精神保健指定医2名の診察の結果、措置入院となった者は32人であった（内訳は平成30年度申請、令和元年度処理の5件を含む）。

診察等区分 年度	申請 通報 件数 A	診察を受けた者			診察の 必要が ないと 認めた もの B	調査不 能(所在 不明)	診察実 施率 B/A (%)	該当率 C/A (%)				
		精神障害者		計								
		法29条 該当 C	法29条 非該当									
10	34	11	6	0	17	17	0	50.0				
15	36	14	8	0	22	14	0	61.1				
20	48	17	9	0	26	11	0	54.2				
25	45	13	14	0	27	18	0	60.0				
27	67	29	10	0	39	28	0	58.2				
28	76	27	17	0	44	28	0	57.9				
29	71	22	16	0	38	33	4	53.5				
30	102	44	21	0	65	34	0	63.7				
元	82	32	19	0	51	26	2	62.2				
令 和 元 年 度 申 請 ・ 通 報 者	一般からの申請	2	0	0	0	0	2	0				
	警察官からの通報	49	29	14	0	43	3	2				
	検察官からの通報	13	3	2	0	5	10	0				
	保護観察所の長からの通報	0	0	0	0	0	0	0.0				
	矯正施設の長からの通報	18	0	3	0	3	11	0				
	精神科病院管理者からの届出	0	0	0	0	0	0	0.0				

(3) 精神医療審査会

昭和63年7月に精神医療審査会を設置し、医療保護入院者の入院並びに医療保護入院者及び措置入院者の入院継続の要否の審査を行っているほか、精神科病院に入院中の者又はその家族等から退院請求、処遇改善請求が出された場合も入院継続について審査している。

①令和元年度審査状況

(単位：件)

区分	届出等の件数	審査件数	審査結果					取下・要件消失	審査中	未審査
			入院等は適當	他の入院形態への移行が適當	入院継続不要	入院又は処遇は不適當	計			
医療保護入院時の届出 (法第33条第1項・第3項)	2,332	2,332	2,334				2,334			
定期の報告	措置入院者	7	7	8			8			
	医療保護入院者	1,290	1,290	1,299			1,299		3	
退院の請求	措置入院者	7	5	4			4	2	1	
	医療保護入院者	29	23	24			24	6		
処遇改善請求	措置入院者	2	1	1			1	1		
	医療保護入院者	3	2	2			2	1		
任意入院者										
合 計	3,670	3,660	3,672				3,672	10	4	

※衛生行政報告例の積算方法で計上。そのため「届出等の件数」欄と「審査件数」欄は一致しない。

②年度別審査件数・結果不適件数

(単位：件)

年度	医療保護入院届	定期病状報告書			退院請求等（取り下げは含まない）					
		措置入院者	医療保護入院者	不適	退院請求			処遇改善請求		
					措置入院	医療保護入院	不適	措置入院	医療保護入院	不適
27	2,170	6	1,267		2		30			3
28	2,350	1	1,236		1		25			2
29	2,434	10	1,235				23			
30	2,325	1	1,292		2		36			4
元	2,332	7	1,290		5		23		1	2

(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

平成7年10月から交付が開始された精神障害者保健福祉手帳は、手帳の交付を受けた者に対し、各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的としている。

(令和2年3月31日現在)

保 健 所	交付件数		1 級		2 級		3 級	
	H30年度		H30年度		H30年度		H30年度	
大 館	975	914	230	237	586	551	159	126
北 秋 田	264	261	92	86	133	127	39	48
能 代	593	577	155	159	348	329	90	89
秋 田 中 央	597	546	190	182	322	288	85	76
由 利 本 莊	570	553	133	138	341	332	96	83
大 仙	756	752	133	161	469	459	154	132
横 手	607	599	119	128	395	383	93	88
湯 沢	421	398	106	101	256	232	59	65
秋 田 市	2,636	2,478	626	623	1,469	1,357	541	498
合 計	7,419	7,078	1,784	1,815	4,319	4,058	1,316	1,205
令和2年3月末精神障害者数				28,596 人		手帳普及率		25.9%

(5) 措置入院医療費、自立支援医療費（精神通院医療）の公費負担額

年度	措置入院医療費			精神通院医療費		
	支払件数	支払額（円）	1件当たり（円）	支払件数	支払額（円）	1件当たり（円）
11	330	27,984,559	84,801	70,767	592,199,004	8,368
15	203	24,563,332	121,002	98,836	754,181,282	7,631
20	161	15,430,929	95,844	145,395	1,074,342,075	7,389
27	108	22,430,082	207,686	209,146	1,488,458,554	7,117
28	61	7,949,039	130,312	219,186	1,450,353,084	6,617
29	93	15,579,695	167,524	227,485	1,484,393,771	6,525
30	90	19,366,541	215,184	236,557	1,463,056,978	6,185
元	120	25,238,674	210,322	243,081	1,467,301,508	6,036

### 3 地域精神保健福祉対策

※「保健所実績報告」による

保健所は、地域における第一線の行政機関として関係機関と連絡調整しながら精神障害者の早期発見、早期治療、社会復帰などの援助を行うため、相談及び訪問指導を行っているほか、地域住民の精神的健康の保持増進を図るために諸活動を行っている。

#### (1) 保健所における精神保健相談状況（令和元年度）

【相談実人員】

(単位：人)

		大館	北秋田	能代	秋田 中央	由利 本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
A 社会 復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	9	0	0	0	0	2	11
	その他	0	2	0	8	0	1	0	0	3	14
	計	0	2	0	17	0	1	0	0	5	25
B	高齢者精神保健関連	0	3	7	11	0	8	2	0	19	50
C	アルコール関連	3	4	8	9	6	9	7	9	14	69
D	薬物関連	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
E	ギャンブル関連	0	0	0	0	2	1	1	0	2	6
F	ゲーム関連	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
G	思春期精神保健関連	0	1	3	4	0	2	5	0	4	19
H	ひきこもり関連	2	1	3	4	12	0	11	0	14	47
I	心の健康づくり	0	14	12	18	36	12	15	15	104	226
J	その他	36	9	50	69	46	52	56	31	244	593
(治療中断者に関するもの再掲)		(2)	(1)	(9)	(1)	(2)	(5)	(3)	(2)	(16)	(41)
総計		42	34	83	133	102	85	97	55	406	1,037

【相談延人員】

		大館	北秋田	能代	秋田 中央	由利 本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
A 社会 復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	18	0	0	0	0	2	20
	その他	0	12	0	10	0	3	0	0	3	28
	計	0	12	0	28	0	3	0	0	5	48
B	高齢者精神保健関連	0	3	7	15	0	278	4	0	42	349
C	アルコール関連	4	9	22	14	9	50	77	16	43	244
D	薬物関連	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3
E	ギャンブル関連	0	0	0	0	2	3	1	0	3	9
F	ゲーム関連	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
G	思春期精神保健関連	0	1	30	4	0	4	6	0	35	80
H	ひきこもり関連	5	1	13	20	42	0	56	0	50	187
I	心の健康づくり	0	21	31	31	64	18	27	50	239	481
J	その他	134	14	256	302	268	265	284	225	1,381	3,129
(治療中断者に関するもの再掲)		(2)	(1)	(36)	(3)	(4)	(46)	(12)	(7)	(26)	(137)
総計		144	61	359	417	385	621	455	291	1,798	4,531

※「I 心の健康づくり」：社会生活において生じるストレスの増大により、精神疾患に陥らないための心の健康づくりに関する相談など

(2) 保健所における精神保健訪問指導状況（令和元年度）

【訪問指導実人員】

(単位：人)

		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
A 社会 復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	9	0	0	0	0	0	9
	その他	0	2	0	2	0	1	0	0	0	5
	計	0	2	0	11	0	1	0	0	0	14
B	高齢者精神保健関連	0	1	1	0	0	2	0	0	0	4
C	アルコール関連	1	1	2	0	1	7	6	1	1	20
D	薬物関連	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
E	ギャンブル関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	ゲーム関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	思春期精神保健関連	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
H	ひきこもり関連	0	0	1	2	3	0	6	0	3	15
I	心の健康づくり	0	1	2	0	0	1	0	4	1	9
J	その他	2	6	13	0	6	29	13	6	13	88
	(治療中断者に関するものの再掲)	(2)	(3)	(4)	(0)	(0)	(8)	(3)	(2)	(5)	(27)
	総計	4	11	20	13	10	40	26	11	18	153

【訪問指導延人員】

		大館	北秋田	能代	秋田中央	由利本荘	大仙	横手	湯沢	秋田市	計
A 社会 復帰	就労移行支援・就労継続支援	0	0	0	18	0	0	0	0	0	18
	その他	0	4	0	2	0	11	0	0	0	17
	計	0	4	0	20	0	11	0	0	0	35
B	高齢者精神保健関連	0	1	1	0	0	3	0	0	0	5
C	アルコール関連	3	8	3	0	1	17	16	2	1	51
D	薬物関連	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
E	ギャンブル関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
F	ゲーム関連	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
G	思春期精神保健関連	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2
H	ひきこもり関連	0	0	1	3	3	0	17	0	10	34
I	心の健康づくり	0	1	6	0	0	1	0	14	2	24
J	その他	14	15	26	0	7	47	23	17	20	169
	(治療中断者に関するものの再掲)	(3)	(7)	(10)	(0)	(0)	(15)	(3)	(7)	(8)	(53)
	総計	19	29	38	23	11	79	57	33	33	322

※「I 心の健康づくり」：社会生活において生じるストレスの増大により、精神疾患に陥らないための心の健康づくりに関する相談及び精神病が疑われるが精神疾患と診断されていないもの

### (3) 精神保健健康教育実施状況（令和元年度）

保健所において、高齢者精神保健、アルコール関連問題をはじめ、ストレスと健康、精神障害者の社会復帰等精神保健福祉について普及を図るため、地域で健康教育を行っている。

保 健 所	高齢者精神 保健教育		アルコール 健康教育		一 般 健康教育		他の普及啓発活動 (地区住民と精神障害者との交流会等)	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
大館	0	0	0	0	0	0	0	0
北秋田	0	0	0	0	0	0	3	66
能代	0	0	1	33	1	43	7	347
秋田中央	0	0	2	39	0	0	1	21
由利本荘	0	0	0	0	1	77	0	0
大仙	0	0	1	16	1	16	3	98
横手	1	19	0	0	2	49	11	270
湯沢	0	0	0	0	1	75	3	46
秋田市	2	54	0	0	20	996	0	0
計	3	73	4	83	26	1,256	28	848

### (4) 精神障害者社会適応訓練事業実施状況

通常の雇用契約による就労が困難な精神障害者を対象として、社会的自立を動機づけるために、一般の事業所の協力を得て、社会適応訓練等を行ういわゆる職親制度を行った。

事業は平成27年度をもって終了した。

最終年度、秋田中央保健所と由利本荘保健所において2名ずつの対象者がいた。

訓練終了後、由利本荘保健所の2名は訓練事業所との雇用契約につながった。

## 4 その他

### (1) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援

交通事故等による頭部外傷や脳血管障害によって脳を損傷し、記憶障害、遂行機能障害等の認知障害を有し、日常生活や社会生活への適応が困難となる高次脳機能障害者に対する支援が適切に行われ、地域において円滑に生活を送ることができるよう、地域における相談支援ネットワーク体制を整備する。

#### ① 支援拠点機関の設置（秋田県高次脳機能障害相談・支援センター）

- 所在地 地方独立行政法人秋田県立病院機構秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- 主な業務 高次脳機能障害者等の支援及び医療の拠点となる支援拠点機関  
相談窓口の設置、相談支援事業の実施、  
高次脳機能障害者に対する医学的な評価及びリハビリテーション

#### ② 相談支援ネットワーク委員会

- 委員構成 社会福祉士等の専門職員、医療関係者等 6名
- 主な業務 関係機関の連絡・調整による連携の確保、支援方法の検討、普及啓発

#### ③ 相談支援事業等実績（各年度延べ件数）

(単位：件)

27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
181	243	309	304	337

#### ④ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業支援担当職員研修会

- 県内3地区にて開催（令和元年8月） 参加者計89名
- 対象：病院・福祉施設等の関係機関及び行政機関担当者等
- 内容：高次脳機能障害支援普及事業の説明、高次脳機能障害と支援体制、意見交換等

## (2) ひきこもり支援の状況（相談、社会とのつながり支援（職親）事業）

### 《ひきこもりの定義》

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6カ月以上続けて自宅にひきこもっている状態（「こころの健康についての疫学調査に関する研究」平成18年度）

単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因が背景になって生じる状態。

#### ① ひきこもり相談支援センター

○開設日：平成25年10月1日

○開設時間：毎週月曜日～金曜日の9:00～17:00（相談時間は10:00～16:00）

○設置場所：秋田県精神保健福祉センター内

○運営体制：ひきこもり支援コーディネーターとして専任職員3名（心理職2名、保育士1名）

○業務内容：相談業務 電話、来所による面接相談、個別訪問による支援、巡回相談  
連絡協議会の設置

情報発信 ウェブサイトやリーフレット等による普及啓発

人材育成 市町村や保健所等の支援者に対する研修

当事者会及び家族会の開催

社会とのつながり支援（職親）事業（平成28年4月より）

#### ○相談実績

延べ件数

	ひきこもり相談支援センター		保健所		合計	
	30年度	元年度	30年度	元年度	30年度	元年度
相談件数	480	746	160	187	640	933
計	480	746	160	187	640	933
当事者会 親の会	125 101	107 87	- -	- -	125 101	107 87
計	226	194	0	0	226	194

○ひきこもり相談支援センターでの相談実績

延べ件数

	電話	面接	計	男性	女性
27 年度 (4~3 月)	137 件	98 件	235 件	172 人	63 人
28 年度 (4~3 月)	203 件	150 件	353 件	266 人	86 人
29 年度※ (4~3 月)	217 件	208 件	425 件	319 人	105 人
30 年度※ (4~3 月)	161 件	319 件	480 件	330 人	149 人
元年度 (4~3 月)	315 件	431 件	746 件	539 人	205 人

※平成 28~30 年は性別不明 1 名、令和元年度は性別不明 2 名。

② 社会とのつながり支援（職親）事業

協力事業所（職親）の協力を得て、社会参加の機会を提供することで、社会適応性の向上、生活リズムの構築等を図り、ひきこもり状態からの解消を進める。

○実施主体 秋田県（ひきこもり相談支援センター、各地域振興局福祉環境部）

○年度別訓練者の推移

年度		2 9	3 0	元
大館福祉環境部		2	1 (1)	2 (1)
鷹巣阿仁福祉環境部		—	—	—
山本福祉環境部		—	—	—
秋田福祉環境部		—	—	1
由利福祉環境部		4 (2)	6 (4)	4 (2)
仙北福祉環境部		—	—	1
平鹿福祉環境部		—	—	1
雄勝福祉環境部		—	—	—
ひきこもり相談支援センター		4	6 (4)	5 (3)
計		1 3 (2)	1 3 (9)	1 4 (6)
年 代 別	20 代	6	5	8
	30 代	6	7	4
	40 代	1	1	2
訓 練 実 施 箇 所 数		4	1 0	9
登 錄 事 業 所 数		7 4	7 0	8 0

※ ( ) はうち前年度継続者数

### (3) 精神科救急

#### ①精神科救急

休日又は夜間等において緊急に精神科医療を必要とする精神障害者のために、適切な医療が確保できるよう、精神科救急医療体制を整備する。

#### ○精神科救急医療施設

- ①大館・鹿角精神科救急医療圏 : 大館市立総合病院（地域拠点病院）
- ②能代・北秋田精神科救急医療圏 : 能代厚生病療センター（地域拠点病院）
- ③由利本荘・にかほ精神科救急医療圏 : 菅原病院、象潟病院、  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ④県南精神科救急医療圏 : 横手興生病院（地域拠点病院）
- ⑤秋田周辺精神科救急医療圏 : 9病院（杉山病院、今村病院、秋田緑ヶ丘病院、  
秋田回生会病院、清和病院、秋田東病院、笠松病院、加藤病院、協和病院）による輪番制+  
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ⑥全県の拠点病院 : 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター

身体合併症患者 各医療圏の精神科病床を有する総合病院を合併症対応病院として指定。  
全県の合併症拠点病院として秋田大学医学部附属病院を指定して対応。

#### ○ 実績

区分	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
	件数	うち入院								
夜間	1,188	217	1,107	217	1,193	205	1,364	228	1,424	242
休日	519	70	519	89	450	80	524	78	574	94
夜間合併症救急	255	41	343	57	304	52	275	26	279	34
休日合併症救急	85	14	99	11	82	13	91	9	73	10
計	2,047	342	2,068	367	2,029	350	2,254	341	2,350	380
月平均患者数	171	29	172	31	169	29	188	28	196	32
1日平均患者数	5.6	0.9	5.7	1.0	5.6	1.0	6.2	0.9	6.4	1.0

#### (4) D P A T (災害派遣精神医療チーム)

自然災害、犯罪事件及び航空機・列車事故等の大規模災害後に、被災地域の都道府県の派遣要請により被災地に入り、被災者及び支援者に対し、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う、専門的な研修・訓練を受けた精神医療チーム。

##### ○ D P A T 統括者（令和2年3月末現在）

- ・兼子 義彦 所属：秋田県立リハビリテーション・精神医療センター  
精神科診療部長
- ・成田 恵理子 所属：秋田県立リハビリテーション・精神医療センター  
精神科医師
- ・鈴木 稔 所属：秋田緑ヶ丘病院副診療部長
- ・清水 徹男 所属：秋田県精神保健福祉センター所長

##### ○ 協定病院（令和2年3月末現在）

- ・秋田大学医学部附属病院
- ・秋田緑ヶ丘病院
- ・秋田県立リハビリテーション・精神医療センター
- ・大館市立総合病院
- ・能代厚生病療センター
- ・菅原病院
- ・横手興生病院

## (5) 依存症対策

依存症からの回復に向けた活動を行う民間の自助グループを支援するため、ミーティング活動等にかかる経費を補助する。

### ① 目的

自助グループとは、アルコールの問題や薬物依存の問題、病的賭博などの問題などを抱えた人たちが同じ問題を抱えた人と自発的に、当事者の意志でつながり、結びついた集団のことをいい、依存症の治療にはグループメンバーと体験を共有し、分かちあい、自分の抱える問題や悩みをしっかりと直視して自分を変化させていくことが重要である。

秋田県内の自助グループに対して、普及啓発活動などの取組に係る経費を補助することにより、自助グループが継続的に安定して運営できるような体制作りを支援する。

### ② 県内の自助グループ（秋田県精神保健福祉センター調べ）

令和元年8月1日時点

団体名	備考
秋田県断酒連合会	秋田県内各断酒会・家族会の連合会
(県内地域断酒会)	秋北断酒会、能代断酒新生会、中央断酒会、東断酒会、仙北断酒会、横手断酒会の6グループ
AAグループ	アルコール依存症本人グループ
秋田マック（M A C）	アルコール・その他の依存症の社会復帰施設
秋田ダルク（D A R C）	薬物・シンナー・アルコール等 依存症者の回復施設
依存症家族の会	秋田市、大仙市の2グループ
N A 秋田グループ	薬物依存症本人グループ
G A 秋田グループ	ギャンブル依存症本人グループ
G A 広面グループ	ギャンブル依存症本人グループ
アディクション問題を考える会	鹿角、北秋田、秋田、由利本荘、大仙、横手、湯沢の7グループ
依存症家族の会 (断酒家族と語り合う会)	秋田市、大仙市の2グループ しゃるWeだん酒の会 in 横手

## 第6 関係機関

### 1 福祉相談センター

○所在地 秋田市中通二丁目1番51号（明徳館ビル1階）

○主な業務

- 1 身体障害者福祉法第11条第1項の身体障害者更生相談所として行う業務
- 2 知的障害者福祉法第12条第1項の知的障害者更生相談所として行う業務
- 3 高齢者、精神障害者、児童及び女性の福祉並びに精神保健に関する総合相談等業務
- 4 難聴者等に対し、補聴器装用に関する診療・検査等を行う補聴器相談業務

(1) 身体障害者関係取扱人員、内容別相談件数等 (福祉行政報告例による)

項目 年度	取扱 実人員 (人)	相談内容							計 (件)
		更生 医療	補装具	身体 障害者 手帳	職業	施設	生活	その他	
元	1,777	1,147	649	6	0	0	0	12	1,814

項目 年度	判定内容					判定書等交付内容					
	医学的 判定	心理学 的判定	職能的 判定	その他 の判定	計 (件)	更生 医療	補装具	身体 障害者 手帳	障害 支援 区分	その他	計 (件)
元	1,786	0	0	0	1,786	1,147	581	0	0	0	1,728

(2) 知的障害者関係取扱人員、内容別相談件数等 (福祉行政報告例による)

項目 年度	取扱 実人員 (人)	相談内容									計 (件)
		施設	職親 委託	職業	医療 保健	生活	教育	療育 手帳	その他		
元	599	0	0	0	0	1	0	599	0	600	

項目 年度	判定内容					判定書等交付内容				
	医学的 判定	心理学 的判定	職能的 判定	その他 の判定	計 (件)	障害支 援区分	療育 手帳	その他	計 (件)	
元	39	389	0	210	638	0	85	0	85	

(3) 身体障害者手帳交付事務

令和元年度	新規交付件数	2,533件
	再交付件数	1,464件
	計	3,997件

(4) 療育手帳交付事務(児童相談所分を含む)

令和元年度	新規交付件数	217件
	再交付件数	871件
	計	1,088件

(5) 福祉総合相談業務

項目 年度	相 談 内 容								計 (件)
	高 齢	身 障	知 的	精 神	重 度 後遺症 障 害	児 童	女 性	そ の 他	
元	188	5	12	416	0	4	3	32	660

(6) 身体障害者福祉バス（愛称：「のーまらいなー号」）の運行状況

令和元年度 運行回数 20回  
利用人員 256人

(7) 身体障害者補助犬給付事業（委託事業）

令和元年度 納付件数 1頭（盲導犬1頭）

(8) 補聴器相談事業（平成27年6月から開始）

年度	区分	新 患	相 談	合 計 (件)
元	相談室	207	1,182	1,389
	診療車	133	530	663
	合 計	340	1,712	2,052

## 2 精神保健福祉センター

○所在地 秋田市中通二丁目1番51号（明徳館ビル1階）

○設置目的

精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的な技術センターとして知識の普及を図り、調査研究を行うとともに、保健所及び関係機関に対して技術指導、技術援助、複雑困難なものとの相談に応じるなど、地域精神保健福祉活動の中核としての機能を果たしている。（H14からは手帳等判定事務、精神医療審査会の事務も実施）

(1) 教育研修事業

精神保健業務に従事する職員や一般県民等に対し、精神保健に対する専門知識と技術の向上を図ることを目的に実施した。

実施状況（令和元年度）

実 施 主 体	回 数	延 人 数
センター主催研修会	2回	238人

(2) 技術指導及び技術援助事業

地域における精神保健活動をより効果的に推進するために、保健所及び関係機関に対して、専門的立場から技術指導及び技術援助を行った。

関係機関領域別状況（令和元年度）

関係機関領域	回数
1 保健所	135
2 市町村	120
3 医療	137
4 福祉事務所	11
5 精神保健団体	18
6 その他	1,052
合計	1,473

(3) 精神保健相談・診療事業

区分	実件数	延件数
男	48	99
女	16	41
計	64	140

(4) 「こころの電話」相談（心の健康づくり相談事業）

ア 期間 : 平成31年4月1日～令和2年3月31日

イ 相談件数

区分	実件数	延件数
男	194	1,232
女	345	1,728
不明	17	21
計	556	2,981

(性別は本人の性別)

ウ 電話をかけてきた人

区分	延人数
本人	2,838
親族	109
友人・上司・同僚	1
その他	7
不詳	26
計	2,981

(5) 特定相談指導事業

①アルコール・薬物関連問題に関する相談指導等

- ・依存症対策研修会 1回 参加人数 112 人
- ・アディクション関連相談 95 件

②思春期精神保健に関する相談指導等

- ・思春期問題研修会 1回 参加人数 126 人

(6) 広報普及事業

一般住民及び関係機関に対する精神保健の普及啓発を図るため、講演・研修会、広報活動、出版物の作成等を行っている。

実施状況（令和元年度）

種 別	回 数	内 容	
講演・研修会	3 1	センター主催 2回	他機関主催 29回
広 報 活 動	0	取材等 0回	
出版物作成	1	所報 1	

(7) 調査研究事業

- ・中高年のひきこもり支援に関する一考察
- ・秋田県ひきこもり相談支援センターの継続相談の取組状況について

(8) ひきこもり相談支援センター（ひきこもり対策推進事業）

ア 期間 : 平成31年4月1日～令和2年3月31日

イ 相談件数（延人数）

区 分	電話相談	面接相談	(内 訪問面接)
男	226	310	18
女	87	121	26
不明	2	0	0
計	315	431	44

ウ 人材育成

ひきこもり相談支援業務に従事する職員に対し、ひきこもり相談支援に対する専門知識と技術の向上を図ることを目的に実施した。

実施状況（令和元年度）

実 施 主 体	回 数	延人数
ひきこもり相談支援センター主催研修会	4回	160人

エ 連絡協議会の実施

情報交換等により恒常的な連携を確保・強化することを目的として、医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係機関からなる連絡協議会を実施した。

実 施 主 体	回 数	延人数
ひきこもり相談支援連絡協議会（中央地区）	1回	34人
ひきこもり地域支援連絡協議会（県北地区）	1回	27人
ひきこもり地域支援連絡協議会（県南地区）	1回	24人

オ 社会とのつながり支援（職親）事業

協力事業所での社会参加の機会を提供し、社会的適応を支援することを目的として、事業所及び参加者への面接相談支援を実施した。

- ・事業所数 16カ所
- ・参加者 5名 ※就職3名

カ 当事者・親への援助グループの実施

- ・青年期親の会 11回 参加人数 87人
- ・ひきこもり等青年本人グループ 11回 参加人数 107人

### 3 点字図書館

○所在地 秋田市土崎港南3丁目2番58号

○設置目的

身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物その他各種情報を記録したものであって専ら視覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）等を行う者の養成若しくは派遣、点字刊行物等の普及の促進、視覚障害者に対する情報機器の貸出、視覚障害者に関する相談等を供与することを目的として昭和47年4月（現在地には平成6年4月）に設置された。

○主な事業

- ・点訳・音訳・デイジー図書の製作
- ・点訳・音訳・デイジー図書の貸出、閲覧
- ・点訳・音訳・デイジー図書編集ボランティアの養成
- ・声の広報の発行（各月）
- ・定期刊行物の発行
- ・点訳、音訳奉仕者養成講座の実施

○指定管理者 秋田県社会福祉事業団

点字図書館の現状

(令和2年3月31日現在)

項目	状況	摘要
蔵書数	23,531	
点字図書	10,767	
うち点訳奉仕著作成	4,788	
録音図書	6,597	
うち音訳奉仕著作成	6,046	
デイジー図書	6,167	←デイジー録音+テキストデイジー
うちデイジー編集奉仕著作成	2,695	←デイジー録音+テキストデイジー
図書の貸出数	7,408	
点字図書	321	
録音図書	243	
デイジー図書	6,844	
利用登録者数（個人）		
	706	
奉仕（継続）活動者数	216	
点訳奉仕者	100	
音訳奉仕者	72	←音訳校正9を含む
音訳校正奉仕者	9	
デイジー図書編集奉仕者	25	
作業奉仕者	10	
奉仕者養成講習修了者数	12	
点訳養成講座修了者数	7	
音訳養成講座修了者数	5	31年度修了者数

#### 4 心身障害者総合福祉センター

○所在地 秋田市旭北栄町1番5号

○設立目的

障害を持つ方々に対して各種相談に応じ、機能訓練、研修、地域との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、障害者福祉の増進を図ることを目的として設立された。

○規模等

- ・総床面積 3, 587. 137 m<sup>2</sup>
- ・構造 鉄筋・鉄骨コンクリート造 地上3階
- ・総工費 6億7千万円
- ・開設年月日 昭和61年9月1日

#### 5 発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」

○所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番2号

秋田県立医療療育センター内

○設置目的

発達障害者支援法に基づき、自閉症等の特有の発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障害児（者）やその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係機関との連携等により、総合的な支援体制の整備を推進し、もって、これらの発達障害（者）及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

○主な業務

- ・相談支援
- ・発達支援
- ・就労支援
- ・普及啓発及び研修

○開設年月日 平成19年10月1日

#### 6 秋田県聴覚障害者支援センター

○所在地 秋田市旭北栄町1番5号

○設置目的

身体障害者福祉法に基づき、無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録したものであって専ら聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを聴覚障害者の利用に供し、手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣、聴覚障害者に関する相談等を供与することを目的とする。

○主な事業

- ・聴覚に障害のある方に対する相談事業
- ・手話、字幕入りDVDの制作編集・貸出
- ・情報機器の貸出
- ・災害時等を含めた情報提供拠点としての事業（避難所派遣等）
- ・手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣
- ・聴覚障害児・者日常生活支援事業

○委託先 秋田県社会福祉事業団

○開設年月日 平成28年10月1日

## 7 福祉事務所・地域振興局福祉環境部（福祉事務所・保健所）

名 称		郵便番号	所在地	電話番号
市	鹿角市福祉事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪 5 0	0186-30-0238
	大館市〃	017-0897	大館市字三の丸 1 0 3 - 4	0186-43-7052
	北秋田市〃	018-3392	北秋田市花園町 1 9 - 1	0186-62-6637
	能代市〃	016-8501	能代市上町 1 - 3	0185-89-2153
	男鹿市〃	010-0595	男鹿市船川港船川字泉台 6 6 - 1	0185-23-2111
	潟上市〃	010-0201	潟上市天王字棒沼台 2 2 6 - 1	018-853-5314
	秋田市〃	010-8560	秋田市山王一丁目 1 - 1	018-888-5663
	秋田市保健所	010-0976	秋田市八橋南一丁目 8 - 3	018-883-1180
	由利本荘市福祉事務所	015-8501	由利本荘市尾崎 1 7	0184-24-6314
	にかほ市〃	018-0492	にかほ市平沢字鳥ノ子渕 2 1	0184-32-3034
	大仙市〃	014-8601	大仙市大曲花園町 1 - 1	0187-63-1111
	仙北市〃	014-0592	仙北市西木町上荒井字古堀田 4 7	0187-43-2288
	横手市〃	013-0023	横手市中央町 8 - 2	0182-35-2132
	湯沢市〃	012-8501	湯沢市佐竹町 1 - 1	0183-73-2111
県	北秋田地域振興局 ・大館福祉環境部 ：北福祉事務所 ：大館保健所	018-5601	大館市十二所字平内新田 2 3 7 - 1	0186-52-3955
	北秋田地域振興局 ・鷹巣阿仁福祉環境部 ：北秋田保健所	018-3393	北秋田市鷹巣字東中岱 7 6 - 1	0186-62-1165
	山本地域振興局 ・福祉環境部 ：山本福祉事務所 ：能代保健所	016-0815	能代市御指南町 1 - 1 0	0185-55-8023
	秋田地域振興局 ・福祉環境部 ：中央福祉事務所 ：秋田中央保健所	018-1402	潟上市昭和乱橋字古開 1 7 2 - 1	018-855-5171
	由利地域振興局 ・福祉環境部 ：由利本荘保健所	015-0885	由利本荘市水林 4 0 8	0184-22-4120
	仙北地域振興局 ・福祉環境部 ：大仙保健所	014-0062	大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2	0187-63-3403
	平鹿地域振興局 ・福祉環境部 ：南福祉事務所 ：横手保健所	013-8503	横手市旭川一丁目 3 - 4 6	0182-45-6137
	雄勝地域振興局 ・福祉環境部 ：湯沢保健所	012-0857	湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0	0183-73-6155

## 8 各種関係団体

団体名	所在地	会長	電話番号	備考
<b>身体障害者関係</b>				
社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	伊藤 英紀	018-864-2780	
公益財団法人 あきた移植医療協会	秋田市千秋久保田町6-6 (県総合保健センター内)	佐藤 滋	018-832-9555	
一般社団法人 秋田県視覚障害者福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	武田 利美	018-864-2783	
一般社団法人 秋田県聴力障害者協会	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	工藤 憲一	018-864-2782	FAX
秋田県車いす連合会	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	平沢 勝美	018-864-2783	
秋田県腎臓病患者連絡協議会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	小助川 重道	018-863-6210	
秋田県喉頭摘出者福祉団体秋笛会	秋田市上北手猿田字苗代沢221-1 (秋田赤十字病院内)	相澤 勇	018-829-5000	
公益社団法人日本オストミー協会 秋田県支部	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	土田 忠明	018-837-8616	
秋田県筋ジスの会	南秋田郡井川町北川尻海老沢村8-1	鷺谷 勇孝		
秋田県脳卒中友の会	秋田市中通6丁目1-58 (中通リハビリテーション病院内)	田口 秀雄	018-833-1131	
秋田盲ろう者友の会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)			休止中
秋田県難聴者・ 中途失聴者協会	秋田市檜山南中町8-2 (中川真理子方)	永井 慎吾	018-833-6428	FAX
秋田県肢体不自由児者 父母連合協会	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	秋元 栄一	018-864-2784	
<b>障害児・知的障害者関係</b>				
公益社団法人 秋田県手をつなぐ育成会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	田中 勉	018-864-2718	
秋田県知的障害者福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	桜田 星宏	018-864-2715	
秋田県ことばを育てる親の会	能代市若松町2-24(淳城南小学校)	辻 久視	0185-52-0468	
<b>精神障害者関係</b>				
秋田県精神保健福祉協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	三島 和夫	018-864-5011	
秋田県精神保健福祉会連合会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	阿部 文博	018-864-5011	

秋田県断酒連合会	秋田市桜ガ丘5-7-5（事務局） (伊藤鉄信方)	下田 敏博	018-807-3494 (事務局)	
秋田県精神保健福祉 ボランティア連絡協議会	にかほ市金浦字十二林137-3	大場 禮子	0184-38-2328	
その他				
一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会	秋田市旭北栄町1-5 (県社会福祉会館内)	佐々木 光雄	018-864-2750	
秋田県障害者社会参加推進センター	秋田市旭北栄町1-5 (県心身障害者総合福祉センター内)	小野 昌樹	018-864-2780	

## 9 審議会等

名 称	委員数	設 置 目 的	設置年度
秋田県障害者施策推進審議会	15	県障害者計画に関する事項その他障害者施策の計画的な推進に関する事項を審議する。	S47. 3. 30
秋田県社会福祉審議会身体障 害者福祉専門分科会	24	知事から諮問を受けた身体障害者の福祉に 関する事項を審議する。	S39. 3. 1
秋田県精神保健福祉審議会	15	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事 項を調査審議する。	S40. 10. 15
秋田県精神保健病状診査協議 会	6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 に基づき、精神科病院実地指導審査等に關する項目を審議する。	S49. 4. 1
秋田県精神障害者保健福祉手 帳等判定委員会	5	精神保健福祉手帳申請等に係る診断書を審 査し、通院による精神医療の継続の要否や手 帳等級を判定する。	H14. 4. 1
秋田県精神医療審査会	25	医療保護入院等に係る審査及び退院請求等 に係る審査を行う。	S63. 7. 29
秋田県精神科救急医療体制連 絡調整委員会	12	精神障害者が地域で安心して生活できるよ う、精神科救急医療体制の整備に係る検討等 を行う。	H10. 5. 6
秋田県障害者介護給付費等不 服審査会	7	市町村が行う介護給付費等に係る処分に不服 がある場合、県がその処分の適否について審 査を行う。	H18. 4. 1
秋田県障害児通所給付費等不 服審査会	8	市町村が行う障害児通所給付費等に係る処 分に不服がある場合、県がその処分の適否に ついて審査を行う。	H24. 4. 1
秋田県障がい者総合支援協議 会	8	各市町村の（自立支援）協議会への助言等行 い、県全体の障害者のための相談支援体制を 構築するための援助を行う。	H19. 4. 1

秋田県障害者差別解消調整委員会	15	日常生活の様々な場面で生じる障害者差別に対して、幅広い分野から構成される委員により、公平中立な立場であっせんを行う。	R元. 10.1
-----------------	----	--	----------

## 第7 雇用促進のための諸制度

### 1 雇用促進・職業安定制度

障害者の雇用促進及び職業の安定化については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法、障害者雇用促進法、職業能力開発促進法等によって、次のような措置が行われている。

#### (1) 就職援護措置

(令和2年4月1日現在)

項目	内 容	金額等	問合せ先
職場適応訓練	<p>就職を容易にするため実際の職場で訓練し、作業に慣れたうえでその事業所に雇用されることを前提とし、知事の委託を受けて職場適応訓練を実施する。</p> <p>訓練期間は原則6か月以内（中小企業及び重度障害者は1年以内）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訓練手当（訓練生）           <ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市 1日3,930円</li> <li>秋田市以外の地域 1日3,530円</li> </ul> </li> <li>○受講手当 1日 500円 ※40日分が限度</li> <li>○職場適応訓練委託費（事業主）           <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練生1人につき 月24,000円</li> <li>（重度 25,000円）</li> </ul> </li> </ul>	公共職業安定所
短期職場適応訓練	<p>実際に従事する仕事を経験させ、訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性の有無などを把握させ、作業環境に適応することを容易にする。</p> <p>都道府県が民間事業主に委託して行う。</p> <p>訓練期間は原則として2週間以内（重度障害者は4週間以内）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訓練手当（訓練生）           <ul style="list-style-type: none"> <li>秋田市 1日3,930円</li> <li>秋田市以外の地域 1日3,530円</li> </ul> </li> <li>○受講手当 1日 500円 ※40日分が限度</li> <li>○職場適応訓練委託費（事業主）           <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練生1人につき 日額 960円</li> <li>（重度 1,000円）</li> </ul> </li> </ul>	公共職業安定所
障害者職場実習促進事業 (県単)	<p>障害者就業・生活支援センターが民間企業等の協力のもとに、障害者の短期職場実習のあっせんを行い、職場実習に協力した企業等へ奨励金を、実習生へは手当を支給し、障害者の職場実習機会を拡大し、就労促進を図る。</p> <p>（3日以上～15日を限度に支給）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奨励金（事業主） 1日2,000円</li> <li>○手当（実習生） 1日1,000円</li> </ul>	障害者就業・生活支援センター

## (2) 事業主に対する措置

(令和2年4月1日現在)

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
障害者雇用調整 金の支給	常用雇用労働者の総数が100人を超えており、雇用障害者数が法定雇用障害者数を超えている事業所	法定雇用率を超える障害者 1人当たり 月額 27,000円		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
報奨金の支給	常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者数が一定数を超えている事業主	一定数を超える障害者 1人当たり 月額 21,000円		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
障害者作業施設 設置等助成金	雇用する障害者が作業を容易にできるよう配慮された施設や設備、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設を設置、整備又は賃借する事業主  ※なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。	施設や設備の設置、整備又は賃借に要する費用の2／3  [限度額] ・設置・整備の場合 雇い入れ障害者1人当たり450万円、 作業設備の場合は 150万円（1事業所当たり年間4,500万円まで） ・賃借の場合 1人当たり月額13万円	賃借の場合 3年間	高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課
障害者福祉施設 設置等助成金	雇用する障害者の福祉の増進を図るため、保健施設、給食施設、教養文化施設等の福利厚生施設の設備整備を行う事業主	助成率 1／3  [限度額] 障害者1人につき 225万円 (1事業所または事業主の団体1団体あたり年間2,250万円)		高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
障害者介助等助成金	<p>雇用する重度障害者等の適切な雇用管理のために次の措置を行う事業主</p> <p>イ 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱</p> <p>ロ 職場介助者の配置又は委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務的業務</li> <li>・事務的業務以外の委嘱は1人 1回1万円（年24万円まで）</li> </ul> <p>※なお、対象となる障害者が雇用され、1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。</p>	<p>助成率 3／4</p> <p>イ 手話通訳・要約筆記等担当 1回 6,000円 (年28万8千円まで)</p> <p>ロ 職場介助者の配置 1人月 15万円 職場介助者の委嘱 1回 1万円 (年150万円まで)</p>	10年間 10年間	<p>高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部</p> <p>高齢・障害者業務課</p>
重度障害者等通勤対策助成金	<p>雇用する重度障害者等の通勤を容易にするため次の措置を実施する事業主</p> <p>イ 重度障害者等用住宅を賃借する場合</p> <p>ロ 重度障害者等が5人以上入居する住宅に指導員を配置する場合</p> <p>ハ 重度障害者等のための住宅手当</p> <p>ニ 通勤する5人以上の重度障害者等のための通勤用バスを購入、又は運転従事者を委嘱する場合</p> <p>ホ 自動車により通勤する重度障害者等のために駐車場を賃借する場合</p> <p>ヘ 通勤用自動車の購入</p>	<p>助成率 3／4</p> <p>[限度額]</p> <p>イ 住宅賃借 世帯月10万円 単身月6万円</p> <p>ロ 指導員1人 月15万円</p> <p>ハ 障害者1人 月6万円</p> <p>ニ 通勤バス 1台700万円 運転従事者委嘱 1回6千円</p> <p>ホ 駐車場 月5万円</p> <p>ヘ 購入 1台150万円 1級又は2級の 両上肢用 1台250万円</p>	10年間 10年間 10年間 10年間 10年間	<p>高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部</p> <p>高齢・障害者業務課</p>

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
	<p>ト 重度障害者等の通勤援助者を委嘱する場合（公共交通機関に限る）</p> <p>※なお、対象となる障害者が雇用され、6ヶ月を超える期間が経過している場合は、中途障害者となつた場合、障害の重度化が認められる場合、もしくは人事異動等の場合を除き助成対象とはなりません。</p>	<p>ト 通勤援助者委嘱 1回2千円 交通費 1認定3万円</p>	1月間	
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	<p>対象障害者を1年を超えて継続して10人以上雇用しており、全従業員に占める割合が20%以上であり、事業施設設備を設置、整備する事業所の事業主</p>	<p>施設・設備の設置または整備に要する費用の2／3 [限度額] 5,000万円</p> <p>※上記のほか指定金融機関から資金を借り入れる場合は、利息に対する助成がある。</p>	5年間	<p>高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課</p>
障害者介助等助成金 (障害者相談窓口担当者の配置助成金)	<p>雇用する障害者に対する合理的配慮の取組みを推進するため次の措置を実施する事業主</p> <p>イ 新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する場合</p>	<p>イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専従（2名まで） 1人月額8万円</li> <li>・兼任（5名まで） 1人月額1万円</li> </ul>	<p>最大6か月 (中小企業) 最大12か月 (その他) 最大6か月</p>	<p>高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課</p>

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
	<p>□ 障害者相談窓口担当者が研修を受講する場合</p> <p>ハ 相談業務等を専門機関に委託する場合</p>	<p>□</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修等の受講費の 2／3（最大20万円）</li> <li>・1人時間額700円（上限月10時間かつ10人まで）</li> </ul> <p>ハ 委託経費として支払った額の2／3 (上限月額10万円)</p>	最大6か月	
障害者職場実習支援事業	<p>障害者の受入を進めるため、就職を目指す障害者を対象として職場実習を計画し、実習生を受入れた次の事業主</p> <p>イ 過去3年間、障害者の雇用実績がない事業主（※対象となる障害者：身体障害者、知的障害者、精神障害者）</p> <p>ロ 過去3年間、精神障害者の雇用実績がない事業主（対象となる障害者：精神障害者）</p> <p>※実習期間は1週間～1か月、1日当たりの実習時間は3時間程度～とします。</p> <p>※同時期に実施できる実習対象者は、実習を指導する者1名につき3名までです。</p>	<p>(イ、ロ共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場実習受入謝金 実習対象者1人日額 5,000円 〔限度額〕 同一年度50万円</li> <li>・実習指導員への謝金 1人日額16,000円 ただし、1日の支援時間が4時間未満の場合は、1人日額 8,000円</li> </ul> <p>※実習指導員の要件は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場適応援助者養成研修修了者で、障害者に対する就労支援の経験が1年以上ある方</li> <li>・障害者に対する就労支援や雇用管理の経験が3年以上ある方</li> </ul>	<p>同一年度2回 まで支給</p>	高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 高齢・障害者業務課

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
特定求職者雇用開発助成金	<p>特定就職困難者コース</p> <p>ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により障害者等を常用労働者として雇い入れた事業主</p> <p>イ 短時間労働者以外として雇い入れた場合</p> <p>・重度障害者等を除く 身体・知的障害者 1人あたり50万円 (中小企業120万円)</p> <p>・重度障害者等 1人あたり100万円 (中小企業240万円)</p> <p>ロ 短時間労働者として雇い入れた場合 1人あたり30万円 (中小企業80万円)</p>	<p>イ 1年 (中小企業2年)</p> <p>1年6か月 (中小企業3年)</p> <p>1年 (中小企業2年)</p>		公共職業安定所
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	発達障害者や難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇入れた事業主	<p>1人あたり50万円 (中小企業120万円)</p> <p>短時間労働者 1人あたり30万円 (中小企業80万円)</p>	<p>1年 (中小企業2年)</p> <p>1年 (中小企業2年)</p>	公共職業安定所
障害者初回雇用コース	初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成した常用労働者数45.5～300人の事業主	1企業あたり120万円		公共職業安定所
トライアル雇用助成金	障害者を一定期間の有期雇用により試行雇用する事業主	<p>①【精神障害者】 ・雇入れから3か月間 1人あたり月額最大8万円 ・雇入れから4か月以後 1人あたり月額最大4万円</p> <p>②【精神障害者以外】 1人あたり月額最大4万円</p>	<p>最長6か月間</p> <p>最長3か月間</p>	公共職業安定所

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
障害者雇用安定助成金	<p>障害者職場定着支援コース</p> <p>障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（①～⑦）を講じる事業主</p> <p>① 柔軟な時間管理・休暇取得 ※労働時間の調整や通院または入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる</p> <p>② 短時間労働者の勤務時間延長 週の所定労働時間を延長する</p>	<p>① 1人あたり6万円 (中小企業8万円)</p> <p>② 【重度身体・重度知的障害者、精神障害者】 ・ 20時間未満→30時間以上 1人あたり40万円 (中小企業54万円) ・ 20時間未満→20時間以上30時間未満 ・ 20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり20万円 (中小企業27万円)</p> <p>【上記以外の障害者】 ・ 20時間未満→30時間以上 1人あたり30万円 (中小企業40万円) ・ 20時間未満→20時間以上30時間未満 ・ 20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり15万円 (中小企業20万円)</p>		公共職業安定所

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
	<p>③ 正規・無期転換</p> <p>有期契約労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に、無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する</p> <p>※多様な正社員（勤務地・勤務限定正社員、短時間正社員）を含む</p> <p>④ 職場支援員の配置</p> <p>業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する</p> <p>※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限</p>	<p>③【重度身体・重度知的障障害、精神障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有期→正規 1人あたり90万円 (中小企業120万円)</li> <li>・有期→無期</li> <li>・無期→正規 1人あたり45万円 (中小企業60万円)</li> </ul> <p>【上記以外の障害者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有期→正規 1人あたり67.5万円 (中小企業90万円)</li> <li>・有期→無期</li> <li>・無期→正規 1人あたり33万円 (中小企業45万円)</li> </ul> <p>④【職場支援員を雇用または業務委嘱により配置】</p> <p>1人あたり月額3万円 (中小企業4万円) 短時間労働者は、月額1.5万円（中小企業2万円）</p> <p>【職場支援を委嘱契約により配置】</p> <p>委嘱による支援1回あたり1万円</p> <p>※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限</p>		

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
	<p>⑤ 職場復帰支援 職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる</p> <p>⑥ 中高年障害者の雇用継続支援 中高年障害者に対して必要な職場適応の措置を行う</p> <p>⑦ 社内理解の促進 障害者の就労の支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する労働者に受講させる</p>	<p>⑤ 1人あたり月額4.5万円（中小企業6万円）</p> <p>⑥ 1人あたり50万円（中小企業70万円）</p> <p>⑦ 講習に要した費用に応じて助成 5万円以上10万円未満 1事業所あたり2万円（中小企業3万円） 10万円以上20万円未満 1事業所あたり4.5万円（中小企業6万円） 20万円以上 1事業所あたり9万円（中小企業12万円）</p>		
障害者職場適応援助コース	<p>職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主</p> <p>※ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする者</p>	<p>【職場適応援助者による支援】</p> <p>①訪問型職場適用応援 助者            • 1日の支援時間が4時間以上または精神障害者への支援時間が3時間以上の日16,000円            • 1日の支援時間が4時間未満または精神障害者への支援時間が3時間未満の日8,000円</p> <p>②企業在籍型職場適応援助者 (精神障害者の支援) 1人あたり月額9万円（中小企業12万円） 短時間労働者は、5万</p>		労働局

項目	対象となる事業主	金額等	期間	問合せ先
		円（中小企業 6 万円） 〈精神障害者以外の支援〉 1 人あたり月額 6 万円 （中小企業 8 万円） 短時間労働者は、3 万 円（中小企業 4 万円）  <b>【職場適応援助者養成研修】</b> 職場適応援助者養成研修の受講料の 1 / 2		
税制上の優遇措置	障害者を多数雇用する事業主は固定資産税、不動産取得税、事業所税等の優遇措置がある。			税務署、総合県税事務所、市町村

## 2 秋田障害者職業センター

秋田障害者職業センターは、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構が「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、各都道府県に設置する職業リハビリテーション機関である。障害のある方や事業主の方等に対し、ハローワーク（公共職業安定所）や福祉・医療・教育等各分野の関係機関と密接な連携をとりながら就職のための相談・支援、就職後のフォローアップ、復職のための相談・支援まで一連の就業支援を行っている。

### 【職業相談・職業指導】

障害者の職業的自立に向けて、職業に対する適応性を向上するための相談及び指導を行う。

### 【職業評価】

職業に関する能力及び適性等を評価し、必要な職業リハビリテーション計画の策定を行う。

### 【職業準備支援】

基本的な労働習慣の体得や、職業生活に必要な知識と技能を習得するため、個別カリキュラム（作業支援、各種講習）に基づく支援を行う。

### **【職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業】**

対象となる本人や事業所の様々なニーズに応じて、ジョブコーチが職場に出向き、具体的な支援を行う。雇用前、雇用と同時、雇用後のどのタイミングでも支援を実施できる。最終的に本人が自立的に仕事をしていくこと、事業所が本人に対する適切な配慮を行えるようになることを目的とし、支援を行う。

### **【職場適応指導】**

就職後、職場や作業環境に適応できるように必要な助言や支援を行う。

### **【リワーク支援】**

うつ病などの精神疾患により休職している方、その休職している従業員の復職を考えている事業主に対して、主治医と連携し、職場復帰の進め方やウォーミングアップのための支援を行う。

### **【障害者雇用管理サポーターの派遣】**

障害者の雇用管理に関する様々なことについて相談・助言等を希望する事業主に対して、各領域の専門家と連携しながら、雇用管理を容易にし、雇い入れや職場定着へと結びつける支援を行う。

### **【知的障害者・重度知的障害者の判定】**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する知的障害者及び重度知的障害者の判定を行う。

### **【職業リハビリテーションの人材の育成】**

地域における職業リハビリテーションの円滑な展開を目的に、福祉・医療・教育機関等の職員に対して、障害者の就業支援に関する基礎知識の付与と共に認識の形成に資する講座等の開催を行うほか、支援抜法習得のための助言・援助を行う。

○名称 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部 秋田障害者職業センター

○所在地 〒010-0944 秋田市川尻若葉町4番48号

電話 018-864-3608 FAX 018-864-3609

交通案内 秋田中央交通バス 秋田駅から約25分 上下水道局前下車徒歩5分

(川尻割山線、新屋西線)

## 第8 その他の障害福祉施策

### 1 障害者虐待に係る相談・通報件数

平成29～30年度における障害者虐待に係る相談・通報件数は次のとおり。

#### (1) 市町村報告分

##### ①相談・通報件数

		相談・通報 件数(件)	虐待判断 件数(件)	被虐待者 数(人)
29 年 度	養護者による虐待	17	11	11
	施設従事者等による虐待	4	1	1
	使用者による虐待	1		
	合 計	22	12	12
30 年 度	養護者による虐待	33	9	9
	施設従事者等による虐待	6		
	使用者による虐待	1		
	合 計	40	9	9

(※) 被虐待者が複数であった事例において、同一事例であれば1件としてカウント

令和元年度分は国調査により今後、調査のうえ取りまとめる。

##### ②-1 虐待と判断された事例の状況

		類型別(重複計上)						性 別		
		身体	性的	心理	放棄	経済	計	男	女	計
29 年 度	使用者虐待	4		5		4	14	3	8	11
	施設従事者	1		1			2	1		1
	使用者虐待									
	合 計	5		6		4	16	4	8	12
30 年 度	養護者虐待	6		2	1	2	11	3	6	9
	施設従事者									
	使用者虐待									
	合 計	6		2	1	2	11	3	6	9

令和元年度分は国調査により今後、調査のうえ取りまとめる。

②-2 虐待と判断された事例の状況

		年代別								
		~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70~	不明	計
年度	養護者虐待			4	2	1	3		1	11
	施設従事者					1				1
	使用者虐待									
	合 計			4	2	2	3		1	12
年度	養護者虐待		2	2	2		3			9
	施設従事者									
	使用者虐待									
	合 計		2	2	2		3			9

令和元年度分は国調査により今後、調査のうえ取りまとめる。

(2) 県受理分

①養護者による虐待 : 県の直接受理件数 : H29 2件 (虐待あり 2件)  
H30 3件 (虐待あり 2件)

②施設従事者等による虐待 : 県の直接受理件数 : H29 なし

H30 なし

: 市町村からの報告 : H29 3件 (虐待あり 1件)  
H30 なし

③使用者による虐待 : 県の直接受理件数 : H29 なし

H30 なし

: 市町村からの報告 : H29 1件  
H30 1件

(3) 労働局受理分 (県へ情報提供)

		相談・通報件数 (件)	虐待判断件数 (件)	被虐待者数 (人)
29年度	使用者による虐待	14	12	20
30年度	使用者による虐待	6	6	8

①相談・通報件数

		類型別 (重複計上)						性 別			
		身体	性的	心理	放棄	経済	計	男	女	不明	計
29年度	使用者虐待			3		12	15	17	3		20
30年度	使用者虐待					8	8	6	2		8

②虐待と判断された事例の状況

		年代別								
		~19	20 ~29	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70~	不明	計
29年度	使用者虐待		2	1	4	1	2		10	20
30年度	使用者虐待			2	2		1		3	8

## 2 障害者差別に係る相談

### (1) 障害者差別に係る相談件数について

障害者差別に係る相談件数は次のとおり。  
あっせんの申立は無かった。

年度	受付件数	内訳（受付窓口）		
		県	市町村	障害者団体
元年度	15	5	6	4

### (2) 障害者差別に係る相談事例について（令和元年度）

#### 事例1 盲導犬使用者に対する入店拒否

（対応）相談者と対応を話し合い、地域で補助犬の普及啓発を実施した。

#### 事例2 職場での合理的配慮の不提供

（対応）相談者、支援事業者、相談員とで話し合い、支援事業者の協力を得て職場と協議することとした。

#### 事例3 保育施設を利用できる回数が他の子どもより少ない

（対応）相談者、保育施設、相談員とで話し合い、子どもの状態に応じて利用回数を決めていることを保育施設が説明。相談者の理解を得た。

## 3 ヘルプマーク・ヘルプカード



### (1) ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

#### ①配布開始日

平成29年12月1日 ※障害者週間（12/3～9）の普及・啓発に合わせて配布を開始。

#### ②対象者

社会生活などにおいて、配慮や援助を必要としている方

※障害の有無、障害者手帳の有無は問わない

・ヘルプマークの配布対象例

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは援助や配慮を必要としていることが分からない方

・ヘルプカードの配布対象例

身体障害者、知的障害者、精神障害者など援助や配慮を必要とする方

③配布場所

市町村（一部支所を含む）、県地域振興局福祉環境部、県福祉相談センター、  
県精神保健福祉センター、県障害福祉課 計 79か所

④ヘルプマーク・ヘルプカード年間配布実績（平成29年12月から令和2年3月まで）

	ヘルプマーク	ヘルプカード
29年度	864個	736枚
30年度	1,103個	913枚
元年度	3,420個	1,830枚
合計	5,387個	3,479枚

（2）普及啓発について

- ・ヘルプマーク・ヘルプカードに関するポスターを作成し、掲示について公的機関や公共交通機関、コンビニ等協力依頼を実施した。
- ・テレビCMを作成、放映することにより、周知を図った。  
※普及啓発動画は You Tube にて公開中（『秋田県ヘルプマークテレビ CM』で検索）。
- ・普及啓発用チラシを作成し、各種会議や、市町村・保健所でのイベント時に配布した。

#### 4 障害者スポーツ

障害者スポーツの振興を図ることにより障害者の心身の健全な発達に寄与し、積極的な社会参加を促進するとともに、障害者が気軽にスポーツ活動に参加できる環境の整備を図り、「スポーツ立県あきた」が目指す健康で豊かな生活を実現する。

（1）障害者スポーツの推進体制について

県内に在住する障害者のスポーツの振興を図ることにより、障害者の心身の健全な発達を促し、積極的な社会参加を促進するため、秋田県障害者スポーツ協会を設置し、各種事業を委託。

【法人名】一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会

【設置】平成13年4月11日（平成24年10月1日から一般社団法人へ移行）

【構成】会長、副会長3、理事7、監事2

【事務局】事務局長、障害者スポーツ推進員1 ※令和2年4月1日現在

【会員】団体 正会員43、賛助会員20

個人 正会員35、賛助会員67 ※令和2年4月1日現在

## (2) 障害者スポーツ事業について

一般社団法人 秋田県障害者スポーツ協会への委託等によって実施。

<令和元年度実績>

### ① 第17回秋田県障害者スポーツ大会開催事業

開催期間：令和元年8月24日、9月7、14日（3日間）

開催種目：陸上競技、フライングディスク、サウンドテーブルテニス、ボウリング、  
アーチェリー、一般卓球、バレーボール（精神障害）、水泳

出場者数：629名

### ② 全国障害者スポーツ大会北海道・東北ブロック予選会開催

### ③ 全国障害者スポーツ大会派遣費事業（令和元年10月10日～11日 茨城県開催） 秋田県選手団 85名（選手46名、役員39名）

（団体競技：知的障害者 男・女バスケットボール）

※台風19号の影響により全競技中止

### ④ 障害者スポーツ推進員設置事業（推進員3名）

### ⑤ 障害者スポーツ指導員養成事業 等